

協 定 編

協定・覚書一覧表

番 号	内 容
協定－１	災害時における被害情報の収集提供等の協力に関する協定書 (箱根町内郵便局)
協定－２	災害時非常無線通信の協力に関する協定書 (箱根アマチュア無線クラブ、芦ノ湖ハムクラブ)
協定－３	災害救助犬の出動に関する協定書・実施細目 (救助犬訓練士協会)
協定－４	都市ガス災害対策に関する業務協約 (小田原瓦斯)
協定－５	災害時における相互援助に関する協定書 (県西２市８町)
協定－６	東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定書
協定－７	災害時等の相互応援に関する協定書 (御殿場市)
協定－８	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書・協定実施細目(27市町村)
協定－９	神奈川県下消防相互応援協定
協定－10	神奈川県下消防相互応援協定に基づく覚書
協定－11	神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空特別応援実施要領
協定－12	消防相互応援協定書・覚書 (御殿場市・小山広域行政組合)
協定－13	三島市及び箱根町消防相互応援協定書・覚書
協定－14	裾野市及び箱根町消防相互応援協定書・覚書
協定－15	消防相互応援協定書・覚書(田方地区消防組合)
協定－16	日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書
協定－17	応急給水支援に関する覚書
協定－18	県西地域広域市町村圏水道緊急連絡管接続等相互応援の推進に関する基本協定(県西２市８町)
協定－19	災害時におけるLPG(液化石油ガス)の供給に関する協定書 (県プロパンガス協会小田原支部)

協定-20	災害時における貨物自動車輸送の協力に関する協定 (県トラック協会)
協定-21	災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する箱根町と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との協定書
協定-22	災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する箱根町と神奈川県葬祭業協同組合との協定書
協定-23	災害時における霊柩自動車の供給等の協力に関する箱根町と社団法人全国霊柩自動車協会との協定書・実施細目
協定-24	災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定 (県土地家屋調査士会)
協定-25	災害応急復旧工事等に関する業務協定書 (箱根町建設業協力会)
協定-26	災害応急復旧工事等に関する業務協定書 (箱根管工事協同組合)
協定-27	地震等大規模災害時における被災建物等の解体撤去に関する協定書 (県建物解体業協会)
協定-28	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書 (県産業廃棄物協会)
協定-29	西湘地区行政センター管内1市3町1事務組合間における一般廃棄物の処理に係る相互応援協定書
協定-30	災害時における一般廃棄物収集に関する協定書 (広域一般廃棄物事業協同組合)
協定-31	医薬品等の調達に関する協定書 (小田原薬剤師会)
協定-32	災害時における避難所等の協力に関する協定 (箱根町寮保養所団体協議会)
協定-33	災害時の情報交換に関する協定 (リエゾン)
協定-34	災害時における燃料の調達に関する協定書 (神奈川県石油商業協同組合小田原支部箱根部会)
協定-35	災害時における物資の輸送等に関する協定 (神奈川県トラック協会)
協定-36	大規模災害時等の相互応援協定書 (洞爺湖町)
協定-37	停電時における防災行政無線の活用に関する協定書 (東京電力小田原支社)
協定-38	災害時におけるボランティアセンターの設置等に関する協定書 (箱根町社会福祉協議会)
協定-39	災害時における相互協力に関する協定書 (小田原青年会議所・箱根町社会福祉協議会)

協定-40	災害時における避難所等の施設利用に関する協定 (星槎学園)
協定-41	災害時等における避難所等の施設利用に関する覚書 (恵明学園)
協定-42	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 (ホテルおかだ)
協定-43	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 (ホテル花月園)
協定-44	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 (吉池旅館)
協定-45	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 (ホテルおくゆもと)
協定-46	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 (箱根高原ホテル)
協定-47	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 (ホテル南風荘)
協定-48	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 (富士屋ホテル)
協定-49	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 (湯本富士屋ホテル)
協定-50	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 (箱根湯本ホテル)
協定-51	箱根町地域活性化包括連携に関する協定書 (セブン-イレブン)
協定-52	箱根町地域活性化包括連携に関する協定書 (ファミリーマート)
協定-53	災害時の動物救護活動に関する協定書 (小田原獣医師会)
協定-54	熱海市及び箱根町間における一般廃棄物処理に関する緊急時相互援助協定書
協定-55	災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社)
協定-56	防災力の向上に関する協定書 (コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社)
協定-57	応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書 (大和紙器株式会社)
協定-58	災害時における電動車両等の支援に関する協定書 (東日本三菱自動車販売株式会社・三菱自動車工業株式会社)
協定-59	災害時における支援業務に関する協定書 (ゲヒルン株式会社)

協定-60	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定 (東京電力パワーグリッド株式会社)
協定-61	災害時における地図製品等の供給等に関する協定 (株式会社ゼンリン)

『協定－１』

災害時における被害情報の収集提供等の協力に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と箱根町内に所在する郵便局（以下「乙」という。）は、箱根町内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における甲乙の相互協力について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内において、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲乙の協力により、甲が行う防災対策及び乙が行う郵便事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

（災害情報の収集提供）

第2条 乙は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、乙の職員が業務中において次に掲げる事項を発見した時は、甲に連絡するものとする。

- (1) 火災が発生し、又は発生するおそれがある場所
- (2) がけ崩れが発生し、又は発生するおそれがある場所
- (3) 家屋等が倒壊し、又は倒壊するおそれがある場所
- (4) がけ崩れ、土砂崩れ、落下物、道路陥没、倒木、道路冠水、不法投棄物等により、現に、道路の通行が妨げられている場所
- (5) 川等が氾濫し、又は氾濫するおそれがある場所
- (6) その他、人命に係る災害等に関すること。

2 乙の職員が発見した場所が、火災、がけ崩れその他人命に関わる災害が発生する場所であり、前項の連絡を要するか否かの判断は、当該乙の職員が行うものとする。

（相互協力）

第3条 甲及び乙は、次に掲げる事項について必要が生じた場合は相互に協力を要請できるものとする。

- (1) 災害が発生し、甲が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた場合における郵便・為替預金及び簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策の実施に関すること。
- (2) 災害が発生した時に、甲又は乙が収集した被災町民等の避難先及び被害の状況に係る情報提供に関すること。
- (3) 乙が必要に応じて臨時に行う、避難所等への郵便差出箱の設置に関すること。
- (4) 甲又は乙が行う防災訓練等に参加すること。
- (5) 前各号に掲げるものの他、協力できる事項

2 相互協力の要請を受けた場合は、業務に支障がない限り、速やかにこれに応じ、当該要請内容の実現に努めるものとする。

(連絡体制の整備)

第4条 甲及び乙は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときの連絡体制の整備について協議し、決定するものとする。

(経費の負担)

第5条 協力に要した経費については、法令その他に定めがあるものを除き、協力を要したものが負担するものとする。

(資料及び情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう防災計画その他必要な資料及び情報を相互に交換するものとする。

(連絡責任者等)

第7条 この協定に規定する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方に連絡責任者及び連絡補助者を置くものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙が協議して決定するものとする。

(協定期間と更新)

第9条 この協定の有効期間は平成11年12月1日から平成12年3月31日までとする。ただし甲乙が前項の期間満了の3か月前までに相手に対して更新をしない旨の通知をしなかったとき、又は条件を変更しなければ、この契約は当該期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、また同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

平成11年12月1日

甲 足柄下郡箱根町湯本256

箱根町長 小川 欣一

乙 足柄下郡箱根町仙石原25-1

箱根町内郵便局代表

仙石原郵便局長 勝俣 昌美

『協定－２』

災害時非常無線通信の協力に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と、箱根アマチュア無線クラブ（以下「乙」という。）の間に次のように協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、電波法（昭和25年法律第131条）第52条第4号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の非常通信について、甲が乙に協力を求める場合の手續等を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、箱根町内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の災害情報の収集及び伝達について乙の協力を必要とするときは、乙に加入している無線局に協力を要請することができる。

2 前項により要請を受けた無線局は、情報の収集及び伝達に関する業務について協力するものとする。

（協力要請の手續）

第3条 前条第1項の規定により無線局に協力を要請する場合の要請手續は、町長が行うものとする。

（通信統制）

第4条 無線局が第2条第2項の規定により通信活動を行う場合は、町長の統制に従うものとする。

（補償）

第5条 第2条第2項の規定により通信活動中の乙の会員が負傷した場合等の補償は、箱根町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年箱根町条例第1号）の規定の例により、そのつど協議する。

（報告）

第6条 乙は、協力できる無線局の状況について、毎年3月末日までに、別に定める様式（様式1）により甲に報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議の上定める。

（効力の発生）

第8条 この協定は、昭和51年8月5日から効力を発生する。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和51年8月5日

甲 箱根町長
亀井一郎 印

乙 箱根アマチュア無線クラブ
阪井宗次 印

災害時非常無線通信の協力に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と、芦の湖ハムクラブ（以下「乙」という。）の間に次のように協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、電波法（昭和25年法律第131条）第52条第4号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の非常通信について、甲が乙に協力を求める場合の手續等を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、箱根町内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の災害情報の収集及び伝達について乙の協力を必要とするときは、乙に加入している無線局に協力を要請することができる。

2 前項により要請を受けた無線局は、情報の収集及び伝達に関する業務について協力するものとする。

（協力要請の手續）

第3条 前条第1項の規定により無線局に協力を要請する場合の要請手續は、町長が行うものとする。

（通信統制）

第4条 無線局が第2条第2項の規定により通信活動を行う場合は、町長の統制に従うものとする。

（補償）

第5条 第2条第2項の規定により通信活動中の乙の会員が負傷した場合等の補償は、箱根町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年箱根町条例第1号）の規定の例により、そのつど協議する。

（報告）

第6条 乙は、協力できる無線局の状況について、毎年3月末日までに、別に定める様式（様式1）により甲に報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議の上定める。

（効力の発生）

第8条 この協定は、昭和51年8月5日から効力を発生する。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和51年8月5日

甲 箱根町長
亀井一郎 印

乙 芦の湖ハムクラブ
飯田忠明 印

『協定－3』

災害救助犬の出動に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人救助犬訓練士協会（以下「乙」という。）とは、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務内容）

第1条 この協定による業務は、箱根町内の災害現場において、甲が救助活動のため災害救助犬の出動が必要であると認めた人命検索活動とする。

（出動の要請）

第2条 甲は、人命検索活動のため災害救助犬が必要であると認めた場合は、乙に対し、災害救助犬の出動を要請するものとする。

2 災害救助犬の出動頭数は、災害種別、規模及び検索範囲などを考慮し、その都度甲及び乙で協議するものとする。

3 乙は、第1項の規定による出動の要請を受けたときは、速やかに乙の属する会員（以下「会員」とする。）に対し、災害救助犬の出動を命ずるものとする。

（業務等の実施）

第3条 会員は、災害救助犬とともに出動したときは、甲の現場指揮責任者の指導のもとに人命検索活動を行うものとする。

2 前項の業務を円滑に実施するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

（業務の終了）

第4条 この協定による業務の終了は、甲の現場指揮責任者が人命検索活動の終了を告げたとき、または災害救助犬による人命検索活動の終了を告げたとき、または災害救助犬による人命検索活動の続行が不可能となったときとする。

（費用の請求及び支払）

第5条 乙は、業務の終了後、甲に対して当該業務に係る費用を請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、業務内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（災害現場等における損害等）

第6条 この協定に基づく会員並びに災害救助犬の業務及び訓練等に伴って生じた損害（第三者に対する損害を含む。）は、乙及び会員の責任において負担するものとする。

（会員等の名簿提出）

第7条 乙は、甲に毎年1回、会員及び災害救助犬の名簿を提出するものとし、甲はその名簿を登録しておくものとする。ただし、乙は会員等に異動があったときは、その都度甲に通知するものとする。

(連絡会)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に適用されるため、必要の都度、連絡会を開催するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成13年1月17日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 山口昇士

乙 神奈川県横浜市鶴見区岸谷1丁目13番2号

特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会
理事長 沼井泰典

「災害救助犬の出動に関する協定書」実施細目

この実施細目は、災害救助犬の出動に関する協定書（平成13年1月17日締結。以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、箱根町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人救助犬訓練士協会（以下「乙」という。）との協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

1 出動対象災害等

甲が乙に出動要請をする災害等は、次の場合とする。

- (1) 地震による建築物等の崩壊、倒壊等により人命検索活動が必要な災害
- (2) 建築物、その他の工作物等の崩壊、倒壊により人命検索活動が必要な災害
- (3) 土砂崩れ等により人命検索活動が必要な災害
- (4) 山岳地域等における人命検索活動が必要な災害

2 出動要請

甲は、協定第2条に規定する出動を要請するときは、次に掲げる事項を明示して、文書または電話等の方法により行うものとする。ただし、乙との連絡がとれない場合、甲は乙に属する会員（以下「会員」という。）に対して直接要請することができるものとする。この場合、甲は、速やかにその旨を乙に連絡するものとする。

- (1) 災害種別、場所及びその概要
- (2) 出動場所
- (3) 連絡、誘導担当者の所属、氏名
- (4) そのほか要請に必要な事項

3 連絡事項

乙は、協定第2条に基づく出動の要請を受け、出動態勢が整ったときは、次に掲げる事項を甲に連絡するものとする。

- (1) 責任者の氏名
- (2) 出動人員
- (3) 災害救助犬の頭数
- (4) 出動時間及び到着予定時間
- (5) そのほか必要な事項

4 連絡先

甲乙の連絡先は、次のとおりとする。

- (1) 箱根町（甲）
 - ア 勤務時間内（月曜日～金曜日 8：30～17：00）
総務部防災課防災班
TEL 0460-85-7111
FAX 0460-85-7577
 - イ 勤務時間外（上記ア以外）
当直者
TEL 0460-85-7111
FAX 0460-85-7577
携帯 090-3105-6133
- (2) 特定非営利活動法人救助犬訓練士協会（乙）
 - ア 村瀬英博理事自宅
TEL 0466-48-4399
FAX 0466-48-7648
携帯 090-3435-2344

イ 沼井泰典理事長自宅

TEL 045-751-2480

FAX 045-582-0289

携帯 090-3107-4138

ウ 日下部輝彦理事長自宅

TEL 047-485-2173

FAX 047-485-2173

5 連携活動

甲及び乙は、協定第3条の規定による訓練等を通じて、円滑な救助活動が実施できるよう努めるものとする。

6 活動状況の通知

乙は、出動隊の帰着後速やかに、甲に対して次の事項を別記様式により通知するものとする。

- (1) 出動部隊は（災害救助犬の頭数、人員、車輛）
- (2) 活動時間経過
- (3) 活動内容
- (4) そのほか必要な事項

7 費用の請求及び支払

- (1) 乙は、前6に基づき活動状況を甲に通知するとともに、協定第5条により費用を請求するものとする。
- (2) 甲は、乙から通知があった場合、業務内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。
- (3) 練等に係る細部については、その都度協議するものとする。

8 協議

この実施細目に定めのない事項及び内容に疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この実施細目は、協定第10条に基づき作成されたものであり、各自1通を所持するものとする。

平成13年1月17日

別記様式

年 月 日

箱根町長 様

住 所
団体名
代表者

印

通 知 書

災害救助犬の出動に係る活動概要は、次のとおりです。

災害発災場所： _____

活 動 年 月 日	出 動 部 隊	出 動 時 間 (計)	活 動 内 容
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 輦 台	時 分 ~ 時 分 (計) 時間 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 輦 台	時 分 ~ 時 分 (計) 時間 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 輦 台	時 分 ~ 時 分 (計) 時間 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 輦 台	時 分 ~ 時 分 (計) 時間 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 輦 台	時 分 ~ 時 分 (計) 時間 分	

※ 出動時間欄は、出勤から帰着までの時間（現地に宿泊する場合は、活動終了時間）とする。

『協定－４』

都市ガス災害対策に関する業務協約

(目的)

第1条 この協約は、箱根町消防本部（以下「消防本部」という。）と、小田原瓦斯株式会社（以下「小田原ガス」という。）が、都市ガスに起因する、火災、爆発、漏洩等の事故（以下「事故」という。）を、未然に防止し、事故が発生した場合被害を最少限に防止することを目的として、相互に協力しあうために必要な事項を定める。

(対象物)

第2条 この協約に基づく対象物は、次のとおりとする。

- (1) 消防法施行令第21条の2第1項各号に該当する対象物
- (2) ガス工作物の技術上の基準を定める省令（昭和45年通産省令第98号）第72条第3項に該当する対象物
- (3) その他、必要と認める対象物

(事故防止対策)

第3条 事故を未然に防止するため、次のことを実施する。

- (1) 事故防止対策及び防ぎょ活動を円滑に行うなど、必要な事項を協議するため、連絡会議を随時開催する。
- (2) 第2条に掲げる対象物について、立入検査又は定期点検を実施する場合、必要があると認めるときは共同して調査、点検を行うものとする。
- (3) 事故防止及び消防活動上必要と認める範囲内において、相互に資料の提供を行うものとする。
- (4) 小田原ガスは、ガス漏れ警報器及びガス緊急しゃ断装置等の普及について積極的に推進するものとする。
- (5) 事故防止のための広報は、小田原ガスが行い、消防本部は、これに協力するものとする。
- (6) 職員の教育訓練は、それぞれにおいて行うものとし、必要に応じ相互に協力するものとする。
- (7) 消防本部が、市民一般に対して行う防災指導について、小田原ガスは協力するものとする。
- (8) ガス漏れ事故を想定した訓練を、合同して随時実施する。

(防ぎょ対策)

第4条 事故を防ぎょするための対策として、次のことを実施する。

- (1) 事故の発生を予測できたとき又は、事故が発生したことを覚知したときは、すみやかに連絡しあうものとする。
- (2) 小田原ガスは、緊急出動体制等、緊急時の対応策の細部について、あらかじめ消防本部に通知しておくものとする。
- (3) ガスの供給停止は、関係法令の定めるところにより小田原ガスが行うものとする。
ただし、小田原ガスの現場到着前に、ガスの供給を停止する必要があると判断された場合は、対象物の関係者が緊急しゃ断弁の閉止を行うものとする。

- (4) 消防隊が現場到着時にガスの供給が停止していない場合で、ガス供給を停止する必要があると認めるときは、小田原ガス又は対象物の関係者に指示して緊急しや断弁を閉止させることができる。
- (5) 小田原ガスは、緊急しや断弁の閉止に必要な機械を対象物の管理者に預け、操作要領等、関連する必要な事項について、対象物の関係者に徹底しておくものとする。
- (6) ガス供給停止後の復旧作業は、需要家の安全を確認の上、小田原ガスが行うものとする。
- (7) 小田原ガスは、消防現場指揮本部との緊密な連携を保つため、現場指揮本部に職員を派遣するものとする。
- (8) 小田原ガスは、消防本部が適切に防ぎよ活動するために必要な措置について、積極的に協力するものとする。

(協議)

第5条 この協約に定める以外の事項について必要があるものについては、両者協議の上決定するものとする。

(雑則)

第6条 この協約の運用については、次のとおりとする。

- (1) 第2条第2号及び第3号に規定する対象物の範囲については、両者協議して指定する。
- (2) この協約に定めた事項のうち、関係法令の改正により、不必要となった部分については、その改正法令の適用の時点をもって効力を失う。

附則

第1条 この協約は、昭和57年5月21日から運用するものとする。

第2条 この協約を証するため、本書2通を作成し、記名、押印の上各1通を保有する。

昭和57年5月21日

箱根町消防本部

消防長

児 島

豊

小田原瓦斯株式会社

取締役社長

原

修 吾

『協定－５』

災害時における相互援助に関する協定書

(趣 旨)

第1条 県西地域広域市町村圏を構成する市町（以下「関係市町」という。）の区域において、大規模な災害が発生した場合における相互援助協力に関しては、この協定に定めるところによる。

(連絡担当部課)

第2条 関係市町は、別表のとおり相互援助に関する連絡担当部課を定め、大規模な災害が発生し援助を受けようとするときは、速やかに関係市町に連絡するものとする。

(援助の種類)

第3条 この協定による援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品及びこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 住民及び観光客等の滞留者を一時収容する施設への受入れ
- (4) 救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) ヘリコプターの臨時離着陸場の相互利用
- (6) 前各号に定めるもののほか、被災関係市町が特に必要があると認めたもの

(援助要請の手続)

第4条 援助を受けようとする関係市町は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、援助を行った関係市町に対して、速やかに文書（別記様式）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、規格、数量、人員等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の事務職、技術職、技能職の職種別人員
- (4) 援助を受ける場所及びその到達経路
- (5) 援助を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(援助経費の負担)

第5条 援助に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、援助を行う関係市町が負担する。
- (2) 援助物資の調達その他援助に要する経費は、援助を受ける関係市町が負担する。

(災害補償等)

第6条 第3条第4号の規定により派遣した職員（次項において「派遣職員」という。）が、救助、応急復旧等の活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合又はその活動により負傷し、疾病にかかったことにより障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する損害賠償の責めは、派遣した関係市町が負うものとする。

2 派遣職員が公務上第三者に損害を与えた場合は、その障害が被災した関係市町への往復途中に生じたものを除き、派遣を受けた関係市町がその賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第7条 関係市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期間)

第9条 この協定は、平成8年2月23日から施行する。

この協定の成立を証するため、関係市町が署名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成8年2月23日

県西地域広域市町村圏

小田原市荻窪 小田原市長	300番地 小澤良明
南足柄市関本 南足柄市長	440番地 鈴木佑
中井町比奈窪 中井町長	56番地 岩本勇
大井町金子 大井町長	1,995番地 瀬戸洋二
松田町松田惚領 松田町長	2,037番地 平野興二
山北町山北 山北町長	1,356番地 田代圭司
開成町延沢 開成町長	773番地 山本久雄
箱根町湯本 箱根町長	256番地 小川欣一

真鶴町岩 244番地1
真鶴町長 三木邦之

湯河原町中央2丁目2番地1
湯河原町長 米岡幸男

立会人

開成町吉田島2, 489番地
神奈川県足柄上地区行政センター
所長 込山昌士

小田原市本町2丁目3番24号
神奈川県西湘地区行政センター
所長 剣持多嘉雄

別記様式（第4条関係）

号
年 月 日

様

住 所
氏 名

災害発生による援助要請について

災害時における相互援助に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり援助の要請をいたします。

項 目	内 容
(1) 被害の状況	
(2) 援助の種類及び内容	
(3) 援助を要する職種別人員	
(4) 援助場所、到達経路	
(5) 援助を受ける期間	
(6) その他援助に必要な事項	

『協定－6』

東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 東海道は、古来より東国と西国を結ぶ最も重要な幹線道路であり、歴史的に縁のある市区町が互いに連携し、まちづくりを推進していく目的のため、東海道五十三次及び東海道縁の市区町（以下「協定市区町」という。）は、いずれかの協定市区町の区域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた協定市区町（以下「被災市区町」という。）が、独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市区町以外の協定市区町が相互に救援協力し、被災市区町の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市区町が、応援の要請をしようとする場合は、次の事項を明らかにし第6条に定める連絡責任者を通じて、口頭又は文書により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種及び人員並びに被災市区町での業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(自主的活動)

第4条 激甚災害の際に通信途絶等により被災市区町から前条の要請がない場合、他の協定市区町は速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災市区町と連絡ができない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。

3 応援する協定市区町は、災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

4 前項の規定により職員を派遣した場合には、協定市区町の友愛精神のもとに行うものであり、被災市区町から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市区町の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市区町の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災市区町が、被災市区町への往復の途中において生じたものについては、応援する協定市区町が賠償の責めを負うものとする。

4 前各号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費は、被災市区町及び応援する協定市区町が協議して定める。

(連絡責任者)

第6条 協定市区町は、連絡責任者を定め、第2条に掲げる応援の実施の円滑を図るとともに、平常時においても相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、当該協定市区町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書21通を作成し、協定市区町は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年4月1日

東京都品川区長 高橋久二

神奈川県横浜市長 中田宏

神奈川県大磯町長 三澤龍夫

神奈川県小田原市長 小澤良明

神奈川県箱根町長 山口昇士

静岡県函南町長 芹澤伸行

静岡県三島市長 小池政臣

静岡県清水町長 平井弥一郎

静岡県長泉町長 柏木忠夫

静岡県岡部町長 井田久義

静岡県藤枝市長 松野輝洋

静岡県掛川市長職務執行者 大倉重信

静岡県袋井市長職務執行者 村松駿一

愛知県豊明市長 都築龍治

三重県桑名市長 水谷元

三重県鈴鹿市長 川岸光男

三重県亀山市長 田中亮太

滋賀県甲賀市長 中嶋武嗣

滋賀県湖南市長 谷畑英吾

滋賀県草津市長 伊庭嘉兵衛

滋賀県大津市長 目片信

『協定－ 7 』

災害時等の相互応援に関する協定書

御殿場市と箱根町（以下「協定市町」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の相互応援について次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市町内に地震災害、火山災害、風水害その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、協定市町独自では十分な対応ができないときに、当該市町が協定市町に要請する応急対策を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災者等のための収容施設の提供
- (2) 被災者等収容者への食料、飲料水、生活必需品等の提供
- (3) 災害対策及び応急復旧に必要な資機材等のあっせん及び提供
- (4) 災害対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 全各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

（相互応援）

第3条 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急対策を実施する必要がある場合等、やむを得ない場合を除き、応援に努めるものとする。

（連絡担当部課等）

第4条 協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課等を定め、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（応援要請の手続）

第5条 応援を要請する市町は、次の事項を明らかにして、応援市町の連絡担当部課等に口頭及び文書にて応援を要請するものとする。

- (1) 被害等の状況
- (2) 応援を要する地域等及びその到達経路
- (3) 収容を要する被災者等の状況及び人数
- (4) 必要とする資機材等の品名、数量等
- (5) 派遣を要請する職員の職種、職種別人員、従事内容及び派遣期間
- (6) 全各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援経費の負担）

第6条 応援を要請する経費は、応援を受けた市町（以下「受援市町」という。）が負担するものとする。

2 受援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、受援市町から要請があった場合には、応援市町は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、受援市町が賠償の責めに任ずる。

5 その他応援に係る経費については、受援市町および応援市町が協議して定める。

(連絡会の開催及び資料の交換)

第7条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう協定市町間の連絡を密にし、平常時においても情報交換を行うための連絡会を開催するとともに、地域防災計画及びその他参考資料を相互に交換するものとする。

(他の協議との関係)

第8条 この協定は、協定市町が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(協 議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議して別に定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成17年4月6日から施行する。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、協定市町相互署名押印のうえ各1通を保有する。

平成17年4月6日

静岡県御殿場市萩原 483 番地

御殿場市長 長 田 開 蔵

神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地

箱根町長 山 口 昇 士

富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村
災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議に参加する市町村（以下「協定市町村」という。）は、いずれかの協定市町村の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を受けた若しくは受けるおそれのある協定市町村（以下「被災市町村」という。）が、独自では十分な応急措置が実施できない若しくは実施できないと判断される場合に、災害対策基本法第67条に規定する趣旨に基づき、相互に応援協力し、被災市町村の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 被災者を一時受入れるための施設の提供
- (4) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の要請)

第3条 被災市町村は応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行うものとする。

(自主的活動)

第4条 災害の際に通信途絶等により被災市町村から前条の要請がない場合は、他の協定市町村は、自主的に応援に必要な活動を実施することができるものとする。

なお、自主的な応援活動の実施に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として被災市町村の負担とする。

- 2 被災市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町村から要請があった場合は、応援する協定市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(指揮権)

第6条 被災市町村から応援要請を受け派遣された職員は、現地に到着後、被災市町村の長の指揮下にて活動するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市町村の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援する協定市町村が賠償の責めを負うものとする。
- 3 前各項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費は、被災市町村及び応援す

る協定市町村が協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定市町村が別に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定並びに水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細部)

第9条 この協定に定めるもののほか、相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める実施細目による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、当該協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議会長市町村への同意書の提出をもって、協定が成立したものとみなす。

平成20年4月1日

静岡県	沼津市
静岡県	熱海市
静岡県	三島市
静岡県	富士宮市
静岡県	伊東市
静岡県	富士市
静岡県	御殿場市
静岡県	下田市
静岡県	裾野市
静岡県	伊豆の国市
静岡県	河津町
静岡県	南伊豆町
静岡県	松崎町
静岡県	西伊豆町
静岡県	函南町
静岡県	清水町
静岡県	長泉町
静岡県	小山町
静岡県	芝川町
静岡県	富士川町
神奈川県	小田原市
神奈川県	南足柄市
神奈川県	中井町
神奈川県	大井町

神奈川県	松田町
神奈川県	山北町
神奈川県	開成町
神奈川県	箱根町
神奈川県	真鶴町
神奈川県	湯河原町
山梨県	富士吉田市
山梨県	身延町
山梨県	道志村
山梨県	西桂町
山梨県	忍野村
山梨県	山中湖村
山梨県	鳴沢村
山梨県	富士河口湖町

富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村 災害時相互応援に関する協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡担当部局の設置)

第2条 協定市町村は、災害時の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を次条に規定する代表応援調整市町村に別表1により報告し、代表応援調整市町村はそれを取りまとめの上、他の協定市町村に周知するものとする。

(応援調整市町村等の設置)

第3条 協定市町村は、大規模災害時に被災市町村の被災状況に関する情報が錯綜し、十分な応援活動が実施できない場合も想定し、円滑に応援活動を実施するため、協定市町村を別に定める地域（以下「ブロック」という。）に区分し、各ブロックに応援調整市町村を定めておくものとする。

2 前項に規定するブロックは、静岡県、神奈川県、山梨県の各県を単位とする。

3 応援調整市町村は、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議の会長及び副会長市町村をもって充てるものとする。

4 応援調整市町村が被災等によりその事務を遂行できない場合に備え、各ブロックに副応援調整市町村を定めておくものとする。

5 副応援調整市町村は、各ブロックの応援調整市町村以外の協定市町村の互選により選定するものとする。

6 応援調整市町村及び副応援調整市町村（以下「応援調整市町村等」という。）の任期は、原則として1年とする。

7 応援調整市町村は、各ブロックの次年度の応援調整市町村等を定めたときは、その協定市町村名を別表2により毎年3月末日までに富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議の会長市町村である応援調整市町村（以下「代表応援調整市町村」という。）に報告するものとする。

8 代表応援調整市長村は、前項の報告を受けた場合には、取りまとめの上、速やかに、協定市町村に周知するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 協定第3条に規定する応援の要請は、次の事項を明らかにし、第2条の連絡担当部局を通じて別に定める様式により文書にて応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合にあつては、口頭、電話又は電信（ファックス・メール等）により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援場所及び応援場所への経路

(3) 協定第2条第1号及び第2号に掲げる応援を要請するときは、物資の品名、数量等

(4) 協定第2条第3号に掲げる応援を要請するときは、被災者の人数

(5) 協定第2条第4号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種別人員及び派遣期間

(6) 前号各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

- 2 前項の応援要請を受けた協定市町村は、その内容について、速やかに、第3条に規定する自らが属するブロック（以下「ブロック内」という。）の応援調整市町村等へ報告するものとする。
- 3 応援要請を受けた協定市町村から、前項の規定に基づく報告を受けた応援調整市町村等は、その内容について、ブロック内の協定市町村及び他の応援調整市町村等へ周知するものとする。
- 4 前項の規定に基づく連絡を受けた応援調整市町村等は、その内容について、ブロック内の協定市町村へ周知するものとする。

(応援の実施)

第5条 第4条第1項の規定による応援要請を受けた協定市町村は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

- 2 前項の規定により応援する協定市町村は、災害直後、職員等を派遣する場合には、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

(自主的活動)

第6条 災害の際に通信途絶等により被災市町村から第4条の規定に基づく要請がなく、かつ、被災市町村と連絡ができない場合には、協定市町村は、被災市町村からの応援要請に備え、次の各号により自主的に活動するものとする。

- (1) 応援調整市町村等は、必要に応じ、応援調整市町村等が属するブロックの県とも連携し、ブロック内の被災市町村の被害状況について、速やかに、情報収集するとともに、その内容をブロック内の協定市町村及び他の応援調整市町村等へ周知するものとする。
- (2) 前号の規定に基づく連絡を受けた応援調整市町村等は、その内容をブロック内の協定市町村へ周知するものとする。
- (3) 第1号又は第2号の規定に基づく連絡を受けた協定市町村は、自らが可能な応援内容についてブロック内の応援調整市町村等に報告するものとする。

(訓練の実施)

第7条 協定市町村は、協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練や情報交換等を実施するものとする。

(協定書の見直し)

第8条 協定及び実施細目は、必要に応じて見直すこととし、その事務処理については代表応援調整市町村が行うものとする。

この実施細目は、平成18年11月30日から施行する。

別表及び様式 省略

神奈川県下消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律226号）第21条の規定に基づいて、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、足柄上消防組合、津久井郡広域行政組合、愛川町（以下「協定市町」という。）の各市町及び組合の長（以下「市町長」という。）は、消防相互応援に関して次により協定する。

第1条 この協定は、火害その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止し安寧秩序を保持することをもって目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、協定市町は、次に掲げる区分によって消防隊、救急隊その他必要な人員機器資材（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ若しくは調達して応援活動させるものとする。

(1) 通常応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書別表第1に定める区域に発生した火災及び別表第1の2に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防本部又は消防署に属する消防隊等により自動的に行なうもの

(2) 消防団応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書に定める区域内に発生した火災を覚知したとき、非常勤の消防団員による消防隊により自動的に行なうもの

(3) 特別応援

いずれかの協定市町の行政区域内に大災害が発生し、若しくは前各号に規定する以外の応援を特に必要とする場合で、災害地の市町長又は消防長の要請によって他の協定市町長が消防隊等により行なうもの

第3条 応援の出場隊数は、通常応援は原則として1隊、消防団応援は地域実情により、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行なう協定市町の消防長が決定するものとする。

第4条 特別応援の要請を行なう場合には、次の事項をでき得る限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他

第5条 応援要請（覚知による自動出場を含む。）を受けた協定市町は、ただちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市町及び組合の災害または止むを得ない事情がある場合若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第6条 応援出場した消防隊等は、災害地の消防長の指揮のもとに行動するものとする。

第7条 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか次

による。

- (1) 通常応援及び消防団応援のために要した経常的経費は、応援を行なった協定市町の負担とする。ただし、要請により調達し、若しくは立替えたもの又は燃料、機器資材の補給、給食等に要した経費は、応援を受けた協定市町が現物により、又はその経費を負担する。
- (2) 特別応援のために要した経費は、応援を受けた協定市町が負担するものとする。
- (3) 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行なった協定市町の負担とする。ただし、災害地において行なった救急治療の経費は、応援を受けた協定市町の負担とする。
- (4) 応援消防隊員が、応援業務を遂行中に第3者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定市町がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りではない。

第8条 協定市町は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資材等を相互に通知するものとする。

第9条 この協定による相互応援は、それぞれの消防長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町消防長が協議決定するものとする。

第10条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協議の上決定するものとする。

第11条 この協定は、昭和50年8月1日から効力を発生するものとし、次に掲げる協定は、廃止する。

横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、秦野市、伊勢原市、座間市、海老名市、南足柄市、大磯町、湯河原町、葉山町、箱根町、足柄上消防組合、寒川町、二宮町、綾瀬町及び津久井郡広域行政組合の間で、昭和47年8月25日に締結した消防相互応援協定
この協定を証するため本書28通を作成し、記名押印の上各1通を保有するものとする。

昭和50年7月25日

附 則 この協定は、平成2年7月1日から施行する。

協 定 者	横 浜 市 長	高 秀 秀 信
	川 崎 市 長	高 橋 清
	横 須 賀 市 長	横 山 和 夫
	平 塚 市 長	石 川 京 一
	鎌 倉 市 長	中 西 功
	藤 沢 市 長	葉 山 峻
	小 田 原 市 長	山 橋 敬 一 郎
	茅 ヶ 崎 市 長	根 本 廉 明
	逗 子 市 長	富 野 暉 一 郎
	相 模 原 市 長	館 盛 静 光

三 浦 市 長
 秦 野 市 長
 厚 木 市 長
 大 和 市 長
 伊 勢 原 市 長
 海 老 名 市 長
 座 間 市 長
 南 足 柄 市 長
 綾 瀬 市 長
 葉 山 町 長
 寒 川 町 長
 大 磯 町 長
 二 宮 町 長
 箱 根 町 長
 湯 河 原 町 長
足柄上消防組合長職務代理者副組合長
 津久井郡広域行政組合長
 愛 川 町 長

久 野 隆 作
 柏 木 幹 雄
 足 立 原 茂 徳
 井 上 孝 俊
 永 井 高 夫
 左 藤 究 司
 星 野 勝 司
 安 藤 正 夫
 鈴 木 進 富
 田 中 賢 一
 藤 沢 島 健 二
 高 柳 川 賢 二
 柳 勝 侯 茂
 小 澤 忠 一
 瀬 戸 洋 二
 小 野 澤 茂 明
 相 馬 晴 義

『協定－10』

神奈川県下消防相互応援協定に基づく覚書

第1条 この覚書は、神奈川県下消防相互応援協定（以下「協定」という。）の規定に基づき、協定市町相互間における消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

第2条 協定第2条第2号に規定する通常応援の出場区域は、別表第1及び別表第1の2のとおりとする。

第3条 協定第2条第1号に規定する消防団応援の出場区域は、別表第2のとおりとする。

第4条 協定第2条の規定により、応援出場する消防隊等（消防団を除く。以下同じ。）の無線局は、県内共通波を使用するものとする。

2 前項の場合において、発災地の消防長は、県内共通波を有する無線局のうちから統括局を指定し、応援出場した消防隊等に通知するものとする。

第5条 協定市町の消防長は、協定第6条の規定に基づき応援出場したときは、別記様式第1号及び第1号の2により消防隊の活動詳細を発災地の消防長に通知するものとする。

第6条 協定第8条の規定に基づく協定市町の消防現勢は、毎年4月1日現在の状況を別記様式第2号により協定市町間相互に交換するものとする。

第7条 この覚書を改訂するに当たっては、協定市町消防長会の事務局を担当する市町が改訂事務を取りまとめ、事務を代行するものとする。

第8条 この覚書に記載されていない事項または運用に当たり疑義を生じたときは、協定市町消防長会で協議し、決定するものとする。

第9条 この覚書を証するため、正本28通を作成し、協定市町の消防長が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保管するものとする。

附 則

この覚書は、昭和50年8月1日から効力を生ずる。

（昭和50年7月25日締結）

附 則

この覚書は、昭和53年4月13日から効力を生ずる。

（昭和53年4月13日締結）

附 則

この覚書は、昭和55年11月1日から効力を生ずる。

（昭和55年11月1日締結）

附 則

この覚書は、昭和56年8月25日から効力を生ずる。
ただし、横浜・横須賀道路の未開通部分については、開通時点から適用する。
(昭和56年8月25日締結)

附 則

この覚書は、昭和58年4月15日から効力を生ずる。
(昭和58年4月14日締結)

附 則

この覚書は、昭和59年4月17日から効力を生ずる。
(昭和59年4月16日締結)

附 則

この覚書は、昭和60年4月11日から効力を生ずる。
(昭和60年4月10日締結)

附 則

この覚書は、昭和61年4月16日から効力を生ずる。
(昭和61年4月15日締結)

附 則

この覚書は、昭和61年12月17日から効力を生ずる。
(昭和61年12月17日締結)

附 則

この覚書は、昭和63年4月7日から効力を生ずる。
(昭和63年4月7日締結)

附 則

この覚書は、昭和63年11月11日から効力を生ずる。
(昭和63年11月11日締結)

附 則

この覚書は、平成元年4月6日から効力を生ずる。
(平成元年4月6日締結)

附 則

この覚書は、平成2年7月1日から効力を生ずる。
(平成2年4月18日締結)

附 則

この覚書は、平成3年4月10日から効力を生ずる。
(平成3年4月10日締結)

附 則

この覚書は、平成4年4月14日から効力を生ずる。
(平成4年4月14日締結)

附 則

この覚書は、平成5年4月14日から効力を生ずる。
(平成5年4月14日締結)

協定者

横浜市消防局長	久留正海
川崎市消防局長	石馬武
横須賀市消防局長	中村健二
平塚市消防局長	井口忠
鎌倉市消防局長	深津芳夫
藤沢市消防局長	佐藤龍緒
小田原市消防局長	中村久雄
茅ヶ崎市消防局長	太田貢
逗子市消防局長	菊池和文
相模原市消防局長	小星雅明
三浦市消防局長	藤田米吉
秦野市消防局長	和田進
厚木市消防局長	藤井信義
大和市消防局長	目代文作
伊勢原市消防局長	横山宗男
海老名市消防局長	井上時茂
座間市消防局長	山田正明
南足柄市消防局長	遠藤修一
綾瀬市消防局長	戸井田國輝
葉山町消防局長	大竹二郎
寒川町消防局長	石井幸治
大磯町消防局長	原田早苗
二宮町消防局長	川口喜宏
箱根町消防局長	杉崎積夫
湯河原町消防局長	木村昌夫
足柄上(組合)消防局長	鍵和田敏明
津久井郡広域行政(組合)消防局長	中村秀雄
愛川町消防局長	高木繁太郎

別表第1（第2条関係）

通常応援出場区域

小 田 原 市	箱 根 町
風祭、入生田、久野山（塔ノ峰以西）、 早川山（東急ターンパイク以西）	湯本、塔ノ沢、湯本茶屋地区

別表第2（第3条関係）

消防団応援出場区域

小 田 原 市	箱 根 町
入生田、久野山（塔ノ峰以西）、 早川山（東急ターンパイク以西）	湯本地区（山崎以東）

殿

箱根町消防長

応援隊消防活動通知書

災害種別			覚知別		
発災日時	平成 年 月 日 時 分ごろ				
発災場所	市 区 町 丁目 番 号				
	方				
受信時分	時 分		要請者名		
出場消防隊の活動	消防隊名	出場人員	車種別	出場時分	到着時分
	放水開始	放水停止	引揚時分	帰署時分	走行距離
現場指揮者との連絡					
消防隊の活動状況					

神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空特別応援実施要領

1 目的

この航空特別応援実施要領（以下「要領」という。）は、消防相互応援協定第2条第3号の規定に基づき、災害発生地各市町が他の各市町による回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた消防に関する応援（以下「航空特別応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑且つ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 対象とする災害

航空特別応援の対象となる災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 地震、風水害等の自然災害
- (2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害

3 航空特別応援の種別

航空特別応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救援出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに付随する救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急出場
救急患者搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの。
- (5) 救援出場
救援物資、資機材、人員等の搬送のための出場

4 航空特別応援の担当区域

応援側市町の航空特別応援担当区域は、別表1のとおりとする。ただし、災害発生地の消防長が複数のヘリ出場を必要と認めた場合は、この限りではない。

5 航空特別応援の出場限定条件

航空特別応援の出場限定条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 出場時間帯は、原則として日出から日没までとする。

- (2) 気象状態は、雲高（地表面から雲までの高さ）300メートル以上、視程3,000メートル以上、風速毎秒15メートル以下であるとともに、凍結気象状態でないこと。

6 航空特別応援の要請手続

- (1) 要請側市町の消防長は、航空特別応援を必要と認めた場合は次の事項を応援側市町の消防長へ通報するものとする。
 - ① 必要とする応援の種別及びその具体的内容
 - ② 応援活動に必要な資機材等
 - ③ 離発着可能な場所及び給油体制
 - ④ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡の方法
 - ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
 - ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
 - ⑦ 他の消防本部にヘリの応援を要請している場合の消防本部名
 - ⑧ 気象の状況
 - ⑨ ヘリの誘導方法
 - ⑩ その他必要な事項
- (2) 応援側市町の消防本部連絡先は、別表2のとおりとする。
- (3) 応援要請の通報事項は、電話、ファクシミリ等によって様式1により明確に連絡するとともに後日、正式文書を送付するものとする。

7 航空特別応援の決定の通知

応援側市町の消防長は、前項の航空特別応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、要請側市町の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。

8 航空特別応援の中断

応援側市町の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町の消防長は要請側市町の消防長と協議して航空応援を中断することができるものとする。

9 航空特別応援の始期及び終期

- (1) 航空特別応援は、(2)及び(3)に定める場合を除きヘリが航空特別応援の命を受けてヘリポートを出発した時から始まり、ヘリポートに帰投した時に終了するものとする。要請側市町により航空特別応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にある時に、飛行目的を変更して航空特別応援に出場すべき命令があった時は、その時から航空特別応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが、航空特別応援に出動中に前項の規定に基づき、航空特別応援が中断され、応援側市町に復帰すべき命令があった時は、その時をもって航空特別応援は終了するものとする。

10 航空特別応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 航空特別応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町の消防長の定める災害現場の最高指揮者が行なうものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者が

ヘリの運行に重大な支障があると認めた時は、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

11 航空特別応援に係る要請側市町の事前計画等

- (1) 要請側市町は、航空特別応援を受けて消防活動を行なう場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 要請側市町の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - ① 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等（様式2参照）
 - ② 燃料の補給体制
 - ③ 応援出場ヘリと要請側消防本部等の通信連絡方法
 - ④ 離発着場への職員の派遣
 - ⑤ 応援に伴い生ずることが予想される一般人、建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
 - ⑥ 空中消火薬剤、救急救助用資機材、隊員等の補給体制
 - ⑦ その他必要と認める事項
- (3) 前号の計画を作成した場合は、そのうち離発着場の位置図等（様式2）を応援側市町へあらかじめ届出するものとする。

12 応援側市町の情報提供

応援側市町の消防長は、新規にヘリを保有した場合若しくは更新した場合又は性能に変更があった場合、その情報を様式3により各消防長へ情報提供するものとする。

13 航空特別応援に要する経費の負担区分

航空特別応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出動手当、旅費、日当等経常経費については、応援側市町が負担するものとする。
- (2) 応援中に発生した事故の処理に要する土地、建物、工作物等に対する補償費、一般人の死傷に伴う損害賠償その他の経費は、要請側市町の負担とする。ただし、応援側市町の重大な過失により発生した損害は、応援側市町の負担とする。
- (3) 前号に定める要請側市町の負担額は、応援側市町の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (4) 前3号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度要請側市町の消防長と応援側市町の消防長が協議し決定するものとする。

14 ヘリ事故時の連絡

要請側市町の消防長は、応援出場ヘリに関する次の事故を覚知した時は、応援側市町の消防長に速やかに連絡するものとする。

- (1) 人の死傷に伴う事故

- (2) 航空機の重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

15 附則

- (1) この要領は、昭和57年5月12日から実施する。
- (2) この要領は、昭和61年11月25日から実施する。
- (3) この要領は、平成2年7月1日から実施する。

航空特別応援（ヘリコプター）要請連絡表

要請側消防 本部連絡者	応援側消防 本部連絡者

①要請者職・氏名	消防本部消防長
②要請日時	年 月 日 時 分
③災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	
④ 災害の概要	
応援の種別	①調査 ②火災 ③救助 ④救急 ⑤救援
⑤ 活動拠点	①定置場 ②離発着場
⑥応援の（具体的）内容	
⑦必要資機材	

⑧離発着可能な場所	第1順位	
	第2順位	
⑨給油体制	給油の可否	可 ・ 否
	給油方法	
	体制作りの 所要時間	
⑩現場最高指揮者 職・氏名・無線局名		
⑪離発着場における 資機材の準備状況		
⑫他機関の航空機及び へりの活動状況		
⑬他の消防本部に対する 応援へり要請状況		
⑭気象の状況	天候	風向 風力 m/s 視界 m
⑮誘導方法		
要請側消防本部 連絡先		
その他		

飛行場外離発着場調査表					
離発着場名					
所在地	地名・地番				
	所有者又は管理者	住所		電話番号	
		氏名		職業	
土地の状況	長さ・幅		m · m		
	勾配		縦断勾配		横断勾配
	表面				
恒風方向					
付近障害物の状況					
離発着場との連絡方法					
その他参考事項					

離発着場位置図 (1 /)	離発着場位置図 (1 /)
1 / 50,000	1 / 10,000
離 発 着 場 見 取 図 (恒風方向を矢印のこと)	
1 / 3,000	

参考

航空機活動時間及び到着所要時間

(横浜消防局航空隊)

市 町 名	活動時間	到着所要時分	市 町 名	活動時間	到着所要時分
横浜市			伊勢原市	78分	26分
川崎市	90分	15分	海老名市	80	25
横須賀市	100	15	座間市	80	25
平塚市	80	25	南足柄市	70	30
鎌倉市	90	20	綾瀬市	80	25
藤沢市	84	23	葉山町	90	20
小田原市	70	30	寒川町	84	23
茅ヶ崎市	82	24	大磯町	78	26
逗子市	90	20	二宮町	76	27
相模原市	80	25	箱根町	50	40
三浦市	90	20	湯河原町	50	40
秦野市	76	27	足柄上消組	70	30
厚木市	80	25	津久井郡	70	30
大和市	80	25	愛川町	74	28

(注)

- 1 到着時間は、要請を受けたときから、離陸するまでの時間約10分を見込み計算した
- 2 航空燃料（JET A-1）を現地調達すれば長時間の活動は可能である。

別表 1

航空特別応援担当区域

応援側市町	担 当 区 域 (市 町)
横 浜 市	川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、南足柄市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、足柄上消防組合
川 崎 市	横浜市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、津久井郡広域行政組合、愛川町

別表 2

応援側市町の消防本部連絡先

消 防 本 部 名	連絡、要請 窓口の名称	電 話 番 号	電 話 フ ァ ク シ ミ リ
横浜市消防局	指 令 課	045-334-6696	045-331-5221
川崎市消防局	通信指令室	044-244-8351	044-211-0111

消 防 相 互 応 援 協 定 書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、箱根町、御殿場市・小山町広域行政組合（以下「協定町・組合」という。）の町長、管理者は、消防相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定町・組合相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（出場区分）

第 2 条 協定町・組合は、災害については、消防相互応援協定に基づく覚書第 2 条に基づき、応援を行うものとする。（消防団を除く）

（応援区分）

第 3 条 第 1 条の目的を達成するため、協定町・組合は、次に掲げる区分に従い応援のための消防隊、救急隊その他必要な人員資機材（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ、若しくは調達して応援活動するものとする。

(1) 通常応援

協定町・組合行政境界周辺に発生した災害を覚知した場合は、自動的に出場し応援活動するもの。

(2) 特別応援

協定町・組合行政区域内において大災害が発生し、又は前号に規定する以外の応援を特に必要とする場合で、災害地の町長、管理者又は消防長の要請により出場し応援活動するもの。

（通常応援隊派遣）

第 4 条 通常応援のための消防隊等は、消防力及び消防事象の実情により応援を行う町長、管理者又は消防長が決定するものとする。

（特別応援要請）

第 5 条 特別応援の要請を行う町長、管理者又は消防長は、次に掲げる事項をできる限り明らかにしなければならない。

(1) 災害の場所及び災害の概況

(2) 応援を必要とする消防隊等の種類及び数量

(3) 活動内容及び集結場所並びに連絡の方法

(4) その他活動内容に関する事項

（特別応援隊派遣）

第 6 条 特別応援の要請を行う町長、管理者又は消防長は、災害の概況、消防力その他の事情に基づき、消防隊等の数を決定するものとする。

（応援隊の出場）

第 7 条 災害を覚知し、又は応援を受けた町長、管理者又は消防長は、ただちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

なお、この場合においては、災害地の町長、管理者又は消防長にその旨を通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援出場した消防隊等は、応援要請した協定町・組合の現場における最高指揮者の指揮のもとに行動するものとする。

(費用の負担)

第9条 応援に要した経費の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援に要した経常的経費は、応援を行った協定町・組合の負担とする。ただし、要請により調達した燃料、資機材の補給、給食等に要した経費は、応援を受けた協定町・組合が、現物によるか、又はその経費を負担するものとする。
- (2) 応援に出場した消防隊等の隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定町・組合の負担とする。ただし、災害害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた協定町・組合の負担するものとする。
- (3) 応援に出場した消防隊等の隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定町・組合がその損害を賠償する。ただし、災害地への出場途上、若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

(情報の交換)

第10条 協定町・組合は、この協定の適切な運用を期するため、必要な消防に関する情報、資機材の保有状況について、相互に通報するものとする。

(協議)

第11条 この協定に記載のない事項、又は疑義を生じた事項については、協定町・組合が協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成12年11月1日をもって施行する。
- 2 この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、相互に各1通を保有するものとする。

平成12年11月1日

箱 根 町 長 山 口 昇 士

御殿場市・小山広域行政組合

管理者 御殿場市長 内 海 重 忠

消防相互応援協定に基づく覚書

第1条 この覚書は、平成12年11月1日に締結した、消防相互応援協定（以下「協定」という。）の規定に基づき、協定町・組合相互間における消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

第2条 協定第2条に規定する応援出場区域は、別表第1号の1及び別表第1号の2のとおりとする。

第3条 協定第3条に規定により、応援出場する消防隊等の無線局は、全国共通波を使用するものとする。

第4条 協定第5条に規定する特別応援要請は、町長、管理者又は消防長に電話等で行うものとする。

第5条 協定第7条に規定に基づき応援出場したときは、別記様式第1号及び別記様式第1号の2により消防隊等の活動詳細を発災地の消防長に通知するものとする。

第6条 協定第10条に規定に基づく協定町・組合の消防現勢は、毎年4月1日現在の状況を協定町・組合相互に交換するものとする。

第7条 この覚書に記載されていない事項又は運用にあたり疑義を生じたときは、協定町・組合の消防長が協議し決定するものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成12年11月1日から効力を生ずる。
- 2 この覚書を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、相互に各1通を保有するものとする。

箱根町消防長 辻 満 博 相

御殿場市・小山広域行政組合
消 防 長 長 田 洋 一

三島市及び箱根町消防相互応援協定書

三島市（以下「甲」という。）と箱根町（以下「乙」という。）とは、火災その他の災害及び救急事故（以下「災害等」という。）が発生したときに、甲乙相互の消防力を活用して災害等による被害を最小限度に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定により、次のとおり協定を締結する。

（相互応援）

第1条 甲及び乙は、それぞれの行政区域内で災害等が発生したときは、消防隊、救急隊その他必要な人員（以下「消防対等」という。）及び必要な資器材を相互に出場させ、又は調達して応援活動を行うものとする。

（応援活動の種類）

第2条 前条に規定する応援活動の種類は、次のとおりとする。

- (1) 通常応援 甲及び乙の行政区域の境界付近において災害等が発生したことを覚知したときに、甲又は乙が相互に出場し、被害を最小限度に防止するために行う活動
- (2) 特別応援 甲及び乙の行政区域の境界付近において災害等が発生し、その規模が甚大である等の理由により、当該災害等が発生した甲又は乙の長が特に必要と認めて行った要請に基づいて、甲又は乙が出場し、被害を最小限度に防止するために行う活動

（消防隊等及び資器材の決定）

第3条 応援活動を行うために派遣する消防隊等及び調達する資器材は、消防力及び消防事象の状況により、応援活動を行う甲又は乙の長が決定するものとする。

（特別応援要請）

第4条 特別応援を要請する甲又は乙の長は、次ぎに掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 災害等の種別及び概況
- (2) 災害等が発生した場所及び集結場所
- (3) 応援を必要とする消防隊等の種類及び人数並びに必要とする資器材
- (4) 要請した活動の内容
- (5) 連絡の方法
- (6) その他活動内容に関する事項

（特別応援）

第5条 甲又は乙の長は、特別応援の要請を受けたときは、派遣する消防隊等の種類、出発時刻その他必要事項を要請した甲又は乙の長に連絡するとともに、直ちに、消防隊等を出場させるものとする。

（応援活動ができないときの連絡）

第6条 甲又は乙の長は、行政区域の境界付近の災害等を覚知し、又は特別応援の要請を受けた場合であっても、災害その他やむを得ない事情により応援活動を行うことができないときは、災害等が発生した甲又は乙の長に対し、その旨を連絡するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援出場を行う消防隊等は、応援活動を受ける甲又は乙の災害等の現場における最高指揮者の指揮の下に行動するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援活動に要した経費の負担については、法令その他に定めがあるものを除き、次に定めるところによる。

- (1) 応援活動に要した経常的経費は、応援活動を行った甲又は乙の負担とする。ただし、要請により調達した燃料、資器材、給食等に係る経費にあつては、応援活動を受けた甲又は乙が負担するものとする。
- (2) 前号ただし書の場合においては、調達した燃料、資器材、給食等に相当する物品の返還をもって経費の負担に代えることができる。
- (3) 応援活動に出場した消防隊等が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償に要する経費は、応援を行った甲又は乙の負担とする。
- (4) 応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合（応援活動への出場途上又は帰路途上において第三者に損害を与えた場合を除く。）においては、応援活動を受けた甲又は乙がその損害を賠償する。

(情報の交換)

第9条 甲又は乙は、この協定の適切な運用を期するため、必要な消防に関する情報及び資器材の保有状況について、相互に連絡するものとする。

(協議の適用)

第10条 この協定は、平成13年9月1日から効力を有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項又は協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成13年9月1日

甲 静岡県三島市北田町4番47号

三島市長 小 池 政 臣

乙 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 山 口 昇 士

消防相互応援協定に基づく覚書

三島市及び箱根町消防相互応援協定書に基づく消防活動の円滑を図るため、三島市消防本部と箱根町消防本部は、相互間における必要な事項を定めるものとする。

第1条 協定第1条に規定により、応援出場する消防隊等の無線局は、全国共通波を使用するものとする。

第2条 協定第4条に規定する特別応援要請は、原則として消防本部に対して電話等で行うものとする。

2 応援要請をした、三島市又は箱根町の長は、すみやかに別記様式第1号による応援要請書を送付するものとする。

第3条 協定第5条に規定に基づき応援出場したときは、別記様式第2号及び別記様式第2号の2により消防隊等の活動詳細を災害地の消防長に通知するものとする。

第4条 協定第9条の規定に基づく通知は、毎年4月1日現在の状況を交換するものとする。

平成13年9月1日

三島市消防長 高野晴男

箱根町消防長 辻満博相

裾野市及び箱根町消防相互応援協定書

裾野市と箱根町（以下「協定市町」という。）とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、消防応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、火災その他の災害及び救急事故（以下「災害等」という。）が発生した場合に、協定市町相互の消防力を活用して、災害等による被害を最小限度に防止することを目的とする。

（相互応援）

第2条 協定市町は、それぞれの行政区域内で災害等が発生したときは、消防隊、救急隊その他必要な人員（以下「消防対等」という。）及び必要な資器材を相互に出場させ、又は調達して応援活動を行うものとする。

（応援活動の種類）

第3条 前条に規定する応援活動の種類は、次のとおりとする。

- (1) 通常応援 協定市町の行政区域の境界付近において災害等が発生したことを覚知した場合は、協定市町が相互に出場し、応援活動をするもの
- (2) 特別応援 協定市町の行政区域の境界付近において災害等が発生し、その規模が甚大である等の理由により、当該災害等が発生した協定市町の長が特に必要と認めて行った要請に基づき、応援活動をするもの

（消防隊等及び資器材の決定）

第4条 応援活動を行うために派遣する消防隊等及び調達する資器材は、消防力及び消防事象の状況により、応援活動を行う協定市町の長が決定するものとする。

（特別応援の要請）

第5条 特別応援を要請する協定市町の長は、次ぎに掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 災害の種類及び概況
- (2) 応援を必要とする消防隊等の種類及び人数並びに必要とする資器材
- (3) 要請した活動の内容及び連絡の方法
- (4) その他活動内容に関する事項

（特別応援の出場）

第6条 協定市町の長は、特別応援の要請を受けたときは、派遣する消防隊等の種類、出発時刻その他必要事項を要請した協定市町の長に連絡するとともに、直ちに、消防隊等を出場させるものとする。

（応援ができないときの連絡）

第7条 協定市町の長は、行政区域の境界付近の災害等を覚知、又は特別応援の要請を受けた場合であっても、災害その他やむを得ない事情により応援活動を行うことができない場合は、災害等が発生した協定市町の長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援出場を行う消防隊等は、応援活動を受ける協定市町の災害等の現場における最高指揮者の指揮の下に行動するものとする。

(費用の負担)

第9条 応援活動に要した経費の負担については、法令その他に定めがあるものを除き、次に定めるところによる。

(1) 応援に要した経常的経費は、応援活動を行った甲又は乙の負担とする。

ただし、要請により調達した燃料、資器材、給食等に係る経費にあつては、応援活動を受けた協定市町が負担するものとする。

(2) 前号ただし書の場合においては、調達した燃料、資器材、給食等に相当する物品の返還をもって経費の負担に代えることができる。

(3) 応援活動に出場した消防隊等が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償に要する経費は、応援を行った協定市町の負担とする。

(4) 応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合（応援活動への出場途上又は帰路途上において第三者に損害を与えた場合を除く。）においては、応援活動を受けた協定市町がその損害を賠償する。

(情報の交換)

第10条 協定市町は、この協定の適切な運用を期するため、必要な消防に関する情報及び資器材の保有状況について、相互に連絡するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項又は協定に関して疑義が生じたときは、その都度協定市町が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成13年11月1日から施行する。

2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名捺印の上、各自その1通を所持する。

平成13年11月1日

甲 静岡県裾野市佐野 1059 番地
裾野市長 大 橋 俊 二

乙 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地
箱根町長 山 口 昇 士

裾野市及び箱根町消防応援協定に基づく覚書

裾野市及び箱根町消防相互応援協定書に基づく消防活動の円滑を図るため、裾野市消防本部と箱根町消防本部は、相互間における必要な事項を定めるものとする。

第1条 協定第2条に規定により、応援出場する消防隊等の無線局は、全国共通波を使用するものとする。

第2条 協定第5条に規定する特別応援要請は、原則として消防本部に対して電話等で行うものとする。

2 応援要請をした、裾野市又は箱根町の長は、すみやかに別記様式第1号による応援要請書を送付するものとする。

第3条 協定第6条に規定に基づき応援出場したときは、別記様式第2号及び別記様式第2号の2により、消防隊等の応援活動詳細を災害地の消防長に通知するものとする。

第4条 協定第10条の規定に基づく連絡は、毎年4月1日現在の状況を相互に交換するものとする。

附 則

この覚書は平成13年11月1日から施行する。

平成13年11月1日

裾野市消防長 小林 哲 雄

箱根町消防長 辻 満 博 相

第 号
平成 年 月 日

様

要請市町の長
氏 名 印

応 援 要 請 書

要 請 の 事 由	災害発生日時	平成 年 月 日 () 時 分
	災害の種別	
	概 況	
	災害発生場所	
	集 結 場 所	
	消防隊等の種類・人数	
	資 器 材	
	応援隊の活動内容	
特 記 事 項		

備考 この様式は、災害等の状況により適時変更することができる。

第 号
平成 年 年 月

様

消防長名

応援隊 消防活動通知書

応援区分	通常応援		特別応援		
災害種別		覚知別			
災害日時	年 月 日 ()		時 分ごろ		
災害場所	市 町 番 号 番地				
覚知時分	時 分		要請者名		
出場消防隊 の 活 動	消防隊名	出場人員	車 両 別	出場時分	到着時分
	放水開始	放水停止	引揚時分	貴署時分	走行距離
現場指揮者 との連絡					
消防隊の 活動状況					

備考 この様式は、災害等の実状により適時変更することができる。

別記様式第2号の2 (第3条関係)

第 号
平成 年 年 月

様

消防長名

応援隊 消防活動通知書

応援区分	通常応援		特別応援		
事故種別		覚知別			
発災日時	年 月 日 ()		時 分ごろ		
発災場所	市 町		番 号 番地		
覚知時分	時 分		要請者名		
出場救急隊の活動	救急隊名	出場人員	出場時分	到着時分	病院到着
	帰署時分	収容時間	走行距離	搬送別	搬送 不搬送
事故の概要					
不取扱の理由					
傷病者の住所・氏名・年齢					
収容人員					
収容医療機関	市 町		病 (医) 院		

備考 この様式は、災害等の実状により適時変更することができる。

消 防 相 互 応 援 協 定 書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、箱根町、田方地区消防組合（以下「協定町・組合」という。）の町長、管理者は、消防相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定町・組合相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（出場区分）

第2条 協定町・組合は、災害について、消防相互応援協定に基づく覚書第2条に基づき、応援を行うものとする。（消防団を除く）

（応援区分）

第3条 第1条の目的を達成するため、協定町・組合は、次に掲げる区分に従い応援のための消防隊、救急隊その他必要な人員資機材（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ、若しくは調達して応援活動するものとする。

(1) 通常応援

協定町・組合行政境界周辺に発生した災害を覚知した場合は、自動的に出場し応援活動するもの。

(2) 特別応援

協定町・組合行政区域内において大災害が発生し、又は前号に規定する以外の応援を特に必要とする場合で、災害地の町長、管理者又は消防長の要請により出場し応援活動するもの。

（通常応援隊派遣）

第4条 通常応援のための消防隊等は、消防力及び消防事象の実情により応援を行う町長、管理者又は消防長が決定するものとする。

（特別応援要請）

第5条 特別応援の要請を行う町長、管理者又は消防長は、次に掲げる事項をできる限り明らかにしなければならない。

(1) 災害の場所及び災害の概況

(2) 応援を必要とする消防隊等の種類及び数

(3) 活動内容及び集結場所並びに連絡の方法

(4) その他活動内容に関する事項

（特別応援隊派遣）

第6条 特別応援の要請を行う町長、管理者又は消防長は、災害の概況、消防力その他の事情に基づき、消防隊等の数を決定するものとする。

（応援隊の出場）

第7条 災害を覚知し、又は応援を受けた町長、管理者又は消防長は、ただちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。なお、この場合においては、災害地の町長、管理者又は消防長にその旨を通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援出場した消防隊等は、応援要請した協定町・組合の現場における最高指揮者の指揮のもとに行動するものとする。

(費用の負担)

第9条 応援に要した経費の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援に要した経常的経費は、応援を行った協定町・組合の負担とする。ただし、要請により調達した燃料、資機材の補給、給食等に要した経費は、応援を受けた協定町・組合が、現物によるか、又はその経費を負担するものとする。
- (2) 応援に出場した消防隊等の隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、治療を要する場合の経費及び死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定町・組合の負担とする。
- (3) 応援に出場した消防隊等の隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定町・組合がその損害を賠償する。ただし、災害地への出場途上、若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

(情報の交換)

第10条 協定町・組合は、この協定の適切な運用を期するため、必要な消防に関する情報、資機材の保有状況について、相互に通報するものとする。

(協議)

第11条 この協定に記載のない事項、又は疑義を生じた事項については、協定町・組合が協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成14年1月1日をもって施行する。
- 2 この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、相互に各1通を保有するものとする。

平成14年1月1日

箱 根 町 長 山 口 昇 士

田方地区消防組合
管理者 大仁町長 望 月 良 和

箱根町及び田方地区消防組合
消防応援協定に基づく覚書

- 第1条 この覚書は、平成14年1月1日に締結した、消防相互応援協定（以下「協定」という。）の規定に基づき、協定町・組合相互間における消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 協定第2条に規定する応援出場区域は、別表第1号の1及び別表第1号の2のとおりとする。
- 第3条 協定第3条に規定により、応援出場する消防隊等の無線局は、全国共通波を使用するものとする。
- 第4条 協定第5条に規定する特別応援要請は、町長、管理者又は消防長に電話等で行うものとする。
- 第5条 協定第7条に規定に基づき応援出場したときは、別記様式第1号及び別記様式第1号の2により消防隊等の活動詳細を発災地の消防長に通知するものとする。
- 第6条 協定第10条に規定に基づく協定町・組合の消防現勢は、毎年4月1日現在の状況を協定町・組合相互に交換するものとする。
- 第7条 町・組合境界付近で発生した災害は、覚知後すみやかに協定町・組合の消防長へ通報するものとする。
- 第8条 応援出場させた場合は、すみやかに出場隊の数、呼出名称及び出場時間等、必要事項を発災地の消防長へ通報するものとする。
- 第9条 この覚書に記載されていない事項又は運用にあたり疑義を生じたときは、協定町・組合の消防長が協議し決定するものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成14年1月1日から効力を生ずる。
- 2 この覚書を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、相互に各1通を保有するものとする。

箱根町消防長 辻 満 博 相

田方地区消防組合
消 防 長 長 田 洋 一

日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、地震、異常湧水その他の災害の場合において、日本水道協会神奈川県支部（以下「支部」という。）に所属する正会員（以下「会員」という。）が、相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡部課)

第2条 会員は、災害に備え、あらかじめ別表第1により連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を交換し合うものとする。

(応援の要請)

第3条 被災会員が、他の会員の応援を求めようとするときは、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、別表第1に定める連絡担当部課を通じて、必要な措置を要請するものとする。

2 要請を受けた会員は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(要請方法)

第4条 被災会員が、応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明示し、とりあえず口頭、電話又は電信により要請し、事後において文書を提出するものとする。

- (1) 被災状況
- (2) 応援内容の種類
- (3) 応援を要する職種別人員
- (4) 応援を要する期間
- (5) 応援場所、到達経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援に関する必要な事項

(応援内容)

第5条 各会員が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資器材の供出

2 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として7日以内とする。

(応援物資等の調査)

第6条 各会員は、応援活動を円滑にするため、おのおのその保有する物資、車両等を調査し、その結果を別表第2により、毎年4月末日までに支部長に提出するものとする。

2 支部長は、前項の提出表をとりまとめ、整理のうえ各会員に送付するものとする。

(応援体制)

第7条 応援会員が職員を派遣するときは、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援会員名を表示する標識を着用するものとする。

(被応援体制)

第8条 被災会員は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舎のあつせん、その他必要な便宜を供与するものとする。

2 資器材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(経費の負担)

第9条 第5条第1項各号に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援会員の職員を派遣するに要する経費は、応援会員が支弁する。
- (2) 応援物資の調達その他援助に要する経費は、被応援会員が負担する。
- (3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、被応援会員の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務従事中に生じたものについては、被応援会員が、被応援会員への往復途中に生じたものについては、応援会員がその賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係会員が協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この覚書の実施に関し必要な事項又はこの覚書に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この覚書は、昭和54年4月1日から適用する。

この覚書の成立を証するため、本書20通を作成し、関係会員がそれぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和54年3月31日

横浜市水道事業管理者 水道局長	光安順三
川崎市水道事業管理者 水道局長	岩尾正満
神奈川県企業庁 水道局長	小川和男
横須賀市水道事業管理者 水道局長	斉藤豊
小田原市長	中井一郎
三浦市長	野上義一
秦野市長	栗原藤次
座間市長	本多愛男
南足柄市長	安藤正夫
神奈川県内広域水道企業団 企業長	曾山皓

松 田 町 長
湯 河 原 町 長
真 鶴 町 長
箱 根 町 長
藤 野 町 長
愛 川 町 長
山 北 町 長
中 井 町 長
開 成 町 長
大 井 町 長

態 澤 吉 次
杉 山 實
青 木 国 男
勝 俣 茂
鈴 木 重 成
相 馬 晴 義
真 田 快 尊
関 野 善 之
露 木 甚 造
瀬 戸 洋 二

別表第 1

非常災害時の連絡先

連絡部課名	
担当者	
連絡先の電話番号	勤務時間内 〃 外

別表第 2

(1) 職員現況

事項 会員名	職員数	左の内職種別職員数									指定工事店 配管技術員	備考	
		事務職員	技術職員					配管技術員	現業員	自動車 運転手			その他
			土木	電気	化学	機械	建築						

(2) 応急給水用具

区分 会員名	給水タンク車				給水タンク								ドラム カン	ポリ容器				ポリ袋				備考
	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	リッ トル	リッ トル	リッ トル	リッ トル	リッ トル	リッ トル	リッ トル	リッ トル			
	1.8	2.0	4.0	8.0	0.3	0.5	1.0	1.5	1.8	2.0	3.0	200	10	18	20	1	2	3	10			

(1) 備蓄資器材

管・弁類及び復旧用器材の形状寸法、数量及び保管場所を要領よくまとめた一覧表を別表で提出する。

応急給水に関する覚書

神奈川県企業庁（以下「甲」という。）と箱根町（以下「乙」という。）は、地震災害時に甲の給水区域内において、他の都縣市水道事業体による応急給水支援を受ける場合の取り扱いについて、次のとおり定めるものとする。

（応急給水の支援要請）

第1条 乙は地震災害により、応急給水の支援を必要とする場合は、甲に文書により要請するものとする。ただし、口頭での要請も可能とし、後日、文書により提出するものとする。

要請を受けた甲は、他の都縣市水道事業体へ支援要請するものとする。

なお、甲は、水道施設に大規模な被害が発生していることが認められるなど、緊急を要する場合は、乙による要請がなくても他の都縣市水道事業体へ支援要請できるものとし、後日、乙は文書により提出するものとする。

（応急給水計画）

第2条 甲と乙は協同して、応急給水が的確・迅速に対応できるよう、事前に応急給水計画書を作成するものとする。

（応援事業体の支援）

第3条 甲は、前条で作成した応急給水計画書に基づき、他の都縣市水道事業体の応急給水活動を支援するものとする。

（応援経費）

第4条 乙は、原則として、他の都縣市水道事業体が応急給水活動に要した経費を負担するものとする。

なお、乙が負担する経費の詳細については、乙と他の都縣市水道事業体と別途定めるものとする。

（宿泊場所の確保、食料の供給）

第5条 乙は、原則として、他の都縣市水道事業体の宿泊場所・駐車スペースの確保、食料の供給に努めるものとする。

（協議）

第6条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲と乙とが協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成17年12月15日

甲 神奈川県公営企業管理者
企業庁長 石田 稔

乙 箱根町
箱根町長 山口 昇士

県西地域広域市町村圏水道緊急連絡管接続等
相互応援の推進に関する基本協定

県西地域広域市町村圏域内各市町は、圏域住民の生活基盤の確立、圏域の経済活動の振興等に資するため、それぞれの自助努力により上水道供給事業を推進しているところである。しかし、本圏域全体が『地震防災対策強化地域』に指定され、地震防災対策の対応強化が求められていることに加え、異常湧水、水道施設損傷等の災害緊急時における上水道の安定供給対策が重要な課題となっている。これらを踏まえ、圏域の構成市町である、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町（以下『構成市町』という。）は、昭和54年4月1日付けで取り交わされた『日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書』の趣旨に基づき、水道緊急連絡管接続等相互応援の推進に関する基本協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 構成市町が緊密な連携と協力の基に、災害緊急時における上水道の安定供給を推進するため、相互応援の確立を図ることを目的とする。

（相互応援の内容）

第2条 構成市町が行う相互応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資機材の供出
- (4) その他、必要な応援活動

2 前項第1号に規定する応急給水作業を円滑かつ効果的に推進するため、隣接市町水道事業者間の水道緊急連絡管接続事業を計画実施する。

3 前項の水道緊急連絡管接続事業は、各隣接市町間の協議の基に計画実施するものとする。ただし、この基本協定締結の時点において、管網の未整備等の理由により、計画が困難な市町間においては、将来事業実施が可能となった時点で相互協力のもとに計画実施し、圏域内全体の相互応援体制確立に向けて努力するものとする。

（相互応援の連絡）

第3条 構成市町は、災害緊急時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当課を定め、毎年4月末日までに相互に連絡責任者名簿等を交換し、応援の要請その他の連絡は当該連絡担当課を窓口として行うものとする。

（応援要請）

第4条 災害緊急時において応援を受けようとする市町は、次の事項を明示した文書によって応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する時はこの限りではない。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所、予定給水量及び期間
- (3) その他必要な事項

（応援活動の円滑化）

第5条 応援を受ける市町は、応援活動の円滑化を図るため、担当責任者を置くものとする。

る。

2 応援を行う市町は、前項の担当責任者と密接な連携のもとに、応援活動を円滑に推進するものとする。

(費用の負担)

第6条 第2条第1項に規定する応援に要した費用は、法令その他特別に定めがあるものを除き、応援を受けた市町が負担するものとする。

(細目協定の締結)

第7条 この基本協定の実施にあたり、必要な細部事項については、相互の市町間において細目協定を締結し実施するものとする。

(協 議)

第8条 この基本協定の内容に疑義又は変更の必要が生じた場合は、構成市町が協議して定めるものとする。

(施 行)

第9条 この基本協定は平成元年12月12日から施行する。

この基本協定の締結を証するため、本書10通を作成し、構成市町の長が記名押印の上各自1通を保有する。

小田原市長	山 橋 敬一郎
南足柄市長	安 藤 正 夫
中 井 町 長	石 塚 武 典
大 井 町 長	瀬 戸 洋 二
松 田 町 長	平 野 興 二
山 北 町 長	真 田 快 尊
開 成 町 長	山 神 輝
箱 根 町 長	勝 俣 茂
真 鶴 町 長	御 守 美 房
湯河原町長	小 澤 忠 一

『協定－19』

災害時におけるLPG（液化石油ガス）の供給に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県プロパンガス協会小田原支部（以下「乙」という。）は箱根町内に発生した地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）時において緊急用LPGの確保を図るため、その供給について次のとおり協定する。

（協力の要請）

第1条 甲は、箱根町内に災害が発生し、乙の協力を必要とするときは、乙に対し、次の事項を明らかにした文書（様式第1号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 供給を必要とする数量
- (3) 供給を必要とする場所
- (4) その他必要となる事項

（要請事項の措置）

第2条 乙は甲から前条の要請を受けたときは、業務上の支障がない限り、協会員が現有するLPGを要請事項に応じすみやかに適切な供給ができるよう措置するとともにその措置事項を文書（様式第2号）をもって甲に連絡するものとする。

（物資の価格）

第3条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（補償）

第4条 甲の要請に基づいて、業務に従事した者が、その従事したことにより災害を受けた場合等の補償は、箱根町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年箱根町条例第1号）の規定の例により、そのつど協議する。

（連絡責任者）

第5条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、箱根町災害対策本部総務部長を、乙においては社団法人神奈川県プロパンガス協会小田原支部理事を連絡責任者とする。

（現有数量の報告）

第6条 乙は、毎年4月1日現在の会員名簿及びLPGの現有数量を甲に報告するものとする。

（協議事項）

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、そのつど双方誠意ある協議を行うものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、昭和55年4月1日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

昭和55年4月1日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地
箱根町長 勝 俣 茂

乙 神奈川県小田原市栄町3-12
社団法人神奈川県プロパンガス協会
小田原支部長 梅 津 忠 雄

(様式第 1 号)

緊急用 L P G の供給要請書

年 月 日

(社)神奈川県プロパンガス協会
小田原支部長 殿

箱根町長 印

次のとおり緊急用プロパンガスの供給を要請します。

項 目	内 容	
災 害 の 状 況		
協力を要請する事由		
供給を必要とする数量	キロ	
	キロ	
	キロ	
供給を必要とする場所	地区～ 地区 (地区一帯)	
その他必要となる事項		

(様式第2号)

緊急用LPGの供給報告書

年 月 日

箱根町長 殿

(社)神奈川県プロパンガス協会

小田原支部長

印

次のとおり供給したので報告します。

項 目	内 容	
供 給 し た L P G	キロ	
	キロ	
	キロ	
供 給 し た 場 所	地区～ 地区 (地区一帯)	
供 給 年 月 日	年 月 日	
そ の 他 必 要 な 事 項		

災害時における貨物自動車輸送の協力に関する協定

箱根町（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県トラック協会小田原地区支部（以下「乙」という。）は、箱根町内に発生した地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時において、乙の貨物自動車の輸送の協力について次のとおり協定する。

（協力の要請）

第1条 甲は、箱根町内に災害が発生し、乙の協力を必要とするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書（様式第1号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を必要とする車両数、車両の種類、大きさ及び人員
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) その他必要となる事項

（要請に対する協力）

第2条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して要請に応じ協力するものとする。

（協力の結果報告）

第3条 乙は、甲の要請に基づいて協力した場合は、文書（様式第2号）をもって速やかに甲に対し、次の事項を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって報告し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 応援に出動した車両数、車両の種類、大きさ及び人員
- (2) 車両の走行距離及び区間
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第4条 貨物自動車輸送の協力に要した経費は、甲の負担とするが、金額等については、甲・乙両者が協議の上、定めるものとする。

（補償）

第5条 甲の要請に基づいて、応援に従事した者が、その従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応援による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合においては、本人又はその遺族に対し、箱根町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年箱根町条例第1号）の規定の例により、そのつど協議するものとする。

（連絡責任者）

第6条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、箱根町災害対策本部総務部長を、乙においては、社団法人神奈川県トラック協会小田原地区支部事務局長を連絡責任者とする。

(協力する車両等の報告)

第7条 乙は、この協定により、協力できる社団法人神奈川県トラック協会小田原地区支部の自動車運送業者に関する車両の種類、車両数、人員等を毎年4月1日までに甲に文書により報告するものとする。

(雑則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙両者が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、昭和54年5月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、甲・乙両者が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

昭和54年5月1日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 勝 俣 茂

乙 神奈川県小田原市桑原170番地

社団法人神奈川県トラック協会小田原
地区支部

支部長 田 中 五 郎

(様式第1号)

貨物自動車緊急輸送の応援要請書

年 月 日

神奈川県トラック協会
小田原地区支部長 殿

箱根町長

印

次のとおり貨物自動車輸送の協力を要請します。

項 目		内 容			
災 害 の 状 況					
応援を必要とする事由 (目的)					
応援を必要とする車両等	車 両	大 型	トラック	t 車	台
			ダンプ	t 車	台
		小 型	トラック	t 車	台
			ダンプ	t 車	台
	人 員				
応援を必要とする期間場所等	集合時間	年 月 日 時	集合場所		
	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日			
	場 所	地区~ 地区 (地区一帯)			
応援を必要とする活動内容					
その他必要となる事項					

(様式第2号)

貨物自動車緊急輸送実施報告書

年 月 日

箱根町長 殿

神奈川県トラック協会
小田原地区支部長

印

次のとおり実施したので報告します。

項 目		内 容		
応援に出動した 車両等	車 両	大	トラック	t 車 台
		型	ダンプ	t 車 台
		小	トラック	t 車 台
		型	ダンプ	t 車 台
	人 員			
車 両 の 走 行 距 離		総合計 km		
車 両 の 走 行 区 間		地区～ 地区 (地区一帯)		
実 施 年 月 日				
そ の 他 必 要 な 事 項				

『協定－21』

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する 箱根町と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との協定書

箱根町（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、箱根町内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における棺等葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における棺等葬祭用品の供給及び付帯する業務等について、甲が乙に協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は災害時に棺等葬祭用品を必要とするときは、乙に対し供給等の協力を要請することができることとし、乙は、実施細目で定める棺等葬祭用品の供給等の協力を甲にするものとする。

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、町長が行う。

2 甲が乙に要請をするに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った町長の名称
- (2) 要請した理由
- (3) 要請した棺等葬祭用品の供給等の数
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他必要な事項

（供給等業務）

第4条 甲の要請により、棺等葬祭用品の供給等に従事する乙の会員は、町長の指示に従い、遺体安置所等への供給等に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を実施細目で定める様式の文書にて甲に提出するものとする。

- (1) 棺等葬祭用品の供給等の数
- (2) 履行期間及び履行場所
- (3) 従事者名簿
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 棺等葬祭用品の供給等の協力に要した経費は、甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 乙は、会員の棺等葬祭用品の供給実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙の指示する者に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法に基づく基準額を参考として、甲、乙協議し、決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力が図れるよう、南関東ブロック各会員のほか、広域応援体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては町長、乙にあっては社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に町長に提供するものとする。

(通知)

第13条 甲は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力が図れるよう、供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

(協定実施の円滑化)

第14条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるとともに、協定の実行性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(実施細目)

第15条 この協定の実施に関し必要な手続その他の事項は、甲、乙協議して実施細目で定めるものとする。

(協定の期間)

第 16 条 この協定の期間は平成 13 年 5 月 24 日から適用し、平成 14 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了 1 カ月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を 1 年間更新し、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 13 年 5 月 24 日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 2 5 6 番地

箱根町長 山 口 昇 士

乙 東京都港区虎ノ門 3 丁目 6 番 2 号
第 2 秋山ビル 7 階
社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会

会 長 山 下 宗 吉

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する
箱根町と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における棺等葬祭用品の供給等についての協力に関する箱根町と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との協定（以下「協定」という。）第3条第2項、第4条、第5条及び第15条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続その他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(供給品目等)

第2条 協定第2条に規定する乙が甲に対する供給等は、次のとおりとする。

- (1) 内張り棺（8分厚桐張り、仏衣、棺用納棺セット等を含む。）
- (2) 骨壺（瀬戸白7寸を基準とし、箱覆、骨壺箱を含む。）
- (3) ドライアイス
- (4) その他必要な事項

(要請書)

第3条 協定第3条第2項に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1のとおりとする。

(会員の名簿)

第4条 協定第4条に規定する業務に協力するために、乙が事前に指名する乙の会員は、別表第1のとおりとする。

(供給等の場所)

第5条 協定第4条に規定する供給等の場所は、町長の指定する場所とする。

(供給等協力報告書)

第6条 協定第5条に規定する乙が甲に報告する文書の様式は、様式第2のとおりとする。

(経費の請求方法)

第7条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施日)

第8条 この実施細目は、平成13年5月24日から実施する。

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力要請書

社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会
 会長 様

箱根町長

災害時における・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する箱根町と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との協定第 3 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり棺等葬祭用品の供給等の協力を要請します。

口頭、電話等による連絡の日時	年 月 日 時 分
要 請 理 由	
棺等葬祭用品の供給等の数 (内 訳)	別紙内訳書のとおり
履 行 期 間	
履 行 場 所	
連 絡 先	電話
摘 要	

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力実績報告書

箱根町長 様

社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会
会長

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する箱根町と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との協定第 5 条の規定に基づき、次のとおり棺等葬祭用品の供給等の協力を報告します。

棺等葬祭用品の 供給等の数 (内訳)	
履行期間 及び履行場所	
従事者	別添名簿のとおり
連絡先	電話
備考	

棺等葬祭用品の供給等の数（内訳表）

供 給 品 目	数 量

『協定－22』

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する
箱根町と神奈川県葬祭業協同組合との協定書

箱根町（以下「甲」という。）と神奈川県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、箱根町内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における棺等葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における棺等葬祭用品の供給及び付帯する業務等について、甲が乙に協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は災害時に棺等葬祭用品を必要とするときは、乙に対し供給等の協力を要請することができることとし、乙は、実施細目で定める棺等葬祭用品の供給等の協力を甲にするものとする。

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、町長が行う。

2 甲が乙に要請をするに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った町長の名称
- (2) 要請した理由
- (3) 要請した棺等葬祭用品の供給等の数
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他必要な事項

（供給等業務）

第4条 甲の要請により、棺等葬祭用品の供給等に従事する乙の組合員は、町長の指示に従い、遺体安置所等への供給等に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を実施細目で定める様式の文書にて甲に提出するものとする。

- (1) 棺等葬祭用品の供給等の数
- (2) 履行期間及び履行場所
- (3) 組合長の氏名及び従事者名簿
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 棺等葬祭用品の供給等の協力に要した経費は、甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 乙は、組合員の棺等葬祭用品の供給実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙の指示する者に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法に基づく基準額を参考として、甲、乙協議し、決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な棺等葬祭用品供給等の協力が図れるよう、全日本葬祭業協同組合連合会各組合員のほか、広域応援体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては町長、乙にあつては神奈川県葬祭業協同組合理事長とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に町長に提供するものとする。

(通知)

第13条 甲は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力が図れるよう、供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

(協定実施の円滑化)

第14条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるとともに、協定の実行性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(実施細目)

第15条 この協定の実施に関し必要な手続その他の事項は、甲、乙、協議して実施細目で定めるものとする。

(協定の期間)

第16条 この協定の期間は平成13年5月24日から適用し、平成14年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1カ月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年5月24日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 山口昇士

乙 神奈川県横浜市南区永田東2丁目1番20号
ジョイフル井土ヶ谷302
神奈川県葬祭業協同組合

理事長 芝崎成光

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する
箱根町と神奈川県葬祭業協同組合との協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における棺等葬祭用品の供給等についての協力に関する箱根町と神奈川県葬祭業協同組合の協定（以下「協定」という。）第3条第2項、第4条、第5条及び第15条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続その他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(供給品目等)

第2条 協定第2条に規定する乙及び丙が甲に対する供給等は、次のとおりとする。

- (1) 内張り棺（8分厚桐張り、仏衣、棺用納棺セット等を含む。）
- (2) 骨壺（瀬戸白7寸を基準とし、箱覆、骨壺箱を含む。）
- (3) ドライアイス
- (4) その他必要な事項

(要請書)

第3条 協定第3条第2項に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1のとおりとする。

(会員の名簿)

第4条 協定第4条に規定する業務に協力するために、乙が事前に指名する乙の会員は、別表第1のとおりとする。

(供給等の場所)

第5条 協定第4条に規定する供給等の場所は、町長の指定する場所とする。

(供給等協力報告書)

第6条 協定第5条に規定する乙が甲に報告する文書の様式は、様式第2のとおりとする。

(経費の請求方法)

第7条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施日)

第8条 この実施細目は、平成13年5月24日から実施する。

様式第 1

年 月 日

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力要請書

神奈川県葬祭業協同組合
理事長

様

箱根町長

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する箱根町と神奈川県葬祭業協同組合との協定第 3 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり棺等葬祭用品の供給等の協力を要請します。

口頭、電話等による連絡の日時	年 月 日 時 分
要 請 理 由	
棺等葬祭用品の供給等の数 (内 訳)	別紙内訳書のとおり
履 行 期 間	
履 行 場 所	
連 絡 先	電話
摘 要	

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力実績報告書

箱根町長 様

神奈川県葬祭業協同組合
理事長

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する箱根町と神奈川県葬祭業協同組合との協定第 5 条の規定に基づき、次のとおり棺等葬祭用品の供給等の協力を報告します。

棺等葬祭用品の 供給等の数 (内訳)	
履行期間 及び遂履行場所	
従事者	別添名簿のとおり
連絡先	電話
備考	

『協定－23』

災害時における霊柩自動車の供給等の協力に関する 箱根町と社団法人全国霊柩自動車協会との協定書

箱根町（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、箱根町内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における霊柩自動車の供給等の協力に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における霊柩自動車の供給及び付帯する業務等について、甲が乙に協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は災害時に霊柩自動車を必要とするときは、乙に対し供給等の協力を要請することができることとし、乙は、実施細目で定める霊柩自動車の供給等の協力を甲にするものとする。

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、町長が行う。

2 甲が乙に要請をするに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った町長の名称
- (2) 要請した理由
- (3) 要請した霊柩自動車の台数
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他必要な事項

（供給等業務）

第4条 甲の要請により、霊柩自動車の供給等に従事する乙組合員は、町長の指示に従い、遺体安置所等への供給等に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を実施細目で定める様式の文書にて甲に提出するものとする。

- (1) 霊柩自動車の台数
- (2) 履行期間及び履行場所
- (3) 支部長の氏名及び従事者名簿
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 霊柩自動車等の協力に要した経費は、甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 乙は、各協会の霊柩自動車等の実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙及び丙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙の指示する者に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法に基づく基準額を参考として、甲、乙、協議し、決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な霊柩自動車等の供給等の協力が図れるよう、社団法人全国霊柩自動車協会各協会のほか、広域応援体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては町長、乙にあつては社団法人全国霊柩自動車協会神奈川県支部長とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、霊柩自動車等の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に町長に提供するものとする。

(通知)

第13条 甲は、災害時における円滑な霊柩自動車等の供給等の協力が図れるよう、霊柩自動車待機場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

(協定実施の円滑化)

第14条 甲、乙、は、協定に基づく協力が円滑に行われるとともに、協定の実行性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(実施細目)

第15条 この協定の実施に関し必要な手続その他の事項は、甲、乙、協議して実施細目で定めるものとする。

(協定の期間)

第 16 条 この協定の期間は平成 13 年 5 月 24 日から適用し、平成 14 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了 1 カ月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を 1 年間更新し、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 13 年 5 月 24 日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 2 5 6 番地

箱根町長 山 口 昇 士

乙 神奈川県横須賀市上町 2 - 6

社団法人 全国霊柩自動車協会
会長 一 柳 鏞

神奈川県支部長 近 野 栄 造

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する
箱根町と社団法人全国霊柩自動車協会との協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における霊柩自動車の供給等についての協力に関する箱根町と社団法人全国霊柩自動車協会との協定（以下「協定」という。）第3条第2項、第4条、第5条及び第15条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続その他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(供給品目等)

第2条 協定第2条に規定する乙が甲に対する供給等は、次のとおりとする。

- (1) 霊柩自動車
- (2) その他必要な事項

(要請書)

第3条 協定第3条第2項に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1のとおりとする。

(会員の名簿)

第4条 協定第4条に規定する業務に協力するために、乙が事前に指名する乙の協会員は、別表第1のとおりとする。

(供給等の場所)

第5条 協定第4条に規定する供給等の場所は、町長の指定する場所とする。

(供給等協力報告書)

第6条 協定第5条に規定する乙が甲に報告する文書の様式は、様式第2のとおりとする。

(経費の請求方法)

第7条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施日)

第8条 この実施細目は、平成13年5月24日から実施する。

様式第 1

年 月 日

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力要請書

社団法人 全国霊柩自動車協会
神奈川支部長 様

箱根町長

災害時における霊柩自動車の供給等の協力に関する箱根町と社団法人全国霊柩自動車協会との協定第 3 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり霊柩自動車の供給等の協力を要請します。

口頭、電話等による連絡の日時	年 月 日 時 分
要 請 理 由	
霊柩自動車の供給等の数 (内 訳)	別紙内訳書のとおり
履 行 期 間	
履 行 場 所	
連 絡 先	電話
摘 要	

災害時における霊柩自動車の供給等の協力実績報告書

箱根町長 様

社団法人 全国霊柩自動車協会
神奈川支部長

災害時における霊柩自動車の供給等の協力に関する箱根町と社団法人全国霊柩自動車協会との協定第 5 条の規定に基づき、次のとおり霊柩自動車の供給等の協力を報告します。

霊柩自動車の 供給等の数 (内 訳)	
履 行 期 間 及び履行場所	
従 事 者	別添名簿のとおり
連 絡 先	電話
備 考	

『協定 - 24』

災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定

神奈川県及び神奈川県内の市町村（以下「市町村」という。）と神奈川県土地家屋調査士会（以下「県調査士会」という。）は、災害時における家屋被害認定調査等（以下「認定調査等」という。）への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神奈川県内で災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、県調査士会が神奈川県及び市町村に協力するために必要な事項を定めるものとする。

（平時の取組み）

第2条 神奈川県、市町村及び県調査士会は、災害時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制等を共有するものとする。

- 2 神奈川県は認定調査等に関する知識及び技術の習得を目的として、市町村の職員及び県調査士会の会員を対象とした研修会を毎年度開催するものとする。
- 3 県調査士会は、前項に基づき神奈川県が開催する研修会に県調査士会の会員を積極的に参加させるよう配慮するものとする。

（協力の要請）

第3条 市町村は、災害時において、県調査士会に認定調査等への協力を要請することができるものとする。

- 2 神奈川県は、被災した市町村が前項に基づく要請を行うことができない場合、市町村の代わりに県調査士会に認定調査等への協力を要請することができるものとする。
- 3 神奈川県は、複数の市町村が被災した場合、第1項に基づく市町村の県調査士会への要請を取りまとめて、県調査士会に要請することができるものとする。この場合、神奈川県はその旨を市町村及び県調査士会に連絡するものとする。

（協力の実施）

第4条 県調査士会は、前条に基づき神奈川県又は市町村から認定調査等への協力を要請されたときは、可能な範囲で他に優先して県調査士会の会員を市町村に派遣し、当該協力を行うものとする。

（情報の提供）

第5条 第3条に基づき神奈川県又は市町村に認定調査等への協力を要請された県調査士会は、災害の状況等、当該協力を円滑かつ迅速に行う上で必要となる情報の提供を神奈川県又は市町村に要請することができるものとする。

- 2 神奈川県又は市町村は、前項に基づき県調査士会から情報の提供を要請されたときは、可能な範囲で当該情報を県調査士会に提供し、当該情報を提供しないときは、その理由を県調査士会に伝えるものとする。

- 3 県調査士会は、この協定に基づく認定調査等への協力を行う中で、災害の状況等、市町村が災害の対応を実施する上で必要となる情報を入手したときは、市町村に当該情報を提供するものとする。ただし、市町村が通信の途絶等により当該情報を受領することができないと判断したときは、神奈川県に当該情報を提供するものとする。
- 4 神奈川県は、前項に基づき県調査士会から情報を受領した後、市町村が通信の回復等により当該情報を受領できることを確認したときは、速やかに当該情報を市町村に提供するものとする。

(秘密の保持)

第6条 県調査士会及び県調査士会の会員は、この協定に基づく認定調査等への協力を行う中で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。当該認定調査等の終了後も、また同様とする。

(費用の負担)

- 第7条 神奈川県及び市町村は、この協定に基づく協力を行うため県調査士会が行う市町村への県調査士会の会員の派遣に係る費用を負担しない。
- 2 市町村は、認定調査等に必要な資機材のうち、県調査士会との事前調整により、市町村が負担すべきとされた資機材の費用を負担するものとする。

(従事者の損害補償)

第8条 この協定に基づく協力を行った県調査士会の会員の疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、県調査士会が別途加入する災害補償保険等により県調査士会が対応するものとする。

(第三者への損害賠償責任)

- 第9条 県調査士会及び県調査士会の会員は、この協定に基づく協力を行う中で自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
- 2 県調査士会及び県調査士会の会員がこの協定に基づく協力を行う中で自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、県調査士会はその事実の発生後遅滞無くその状況等を文書により神奈川県及び関係する市町村に報告し、その処置については、神奈川県、関係する市町村及び県調査士会が協議の上、定めるものとする。

(協定の解除)

第10条 神奈川県及び市町村は、県調査士会又は県調査士会の会員が法律や条令等に違反する等の事情により、この協定を継続し難いと認めるときは、この協定を解除することができるものとする。この場合において、解除により県調査士会及び県調査士会の会員に損害が生じても、神奈川県及び市町村はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項については、神奈川県、市町村及び県調査士

会が協議の上、実施細目として別に定めるものとする。

- 2 市町村は、この協定及び前項の実施細目に反しない限りで、市町村の行政区域を所管する県調査士会の支部と協議の上、市町村の行政区域内におけるこの協定の実施に関する必要な事項を定めることができるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は協定締結日から効力を有し、神奈川県、市町村又は県調査士会いずれかの書面による終了の意思表示がない限りその効力を継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、神奈川県、市町村及び県調査士会が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成 29 年 9 月 21 日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治

神奈川県市長会会長

秦野市長

古 谷 義 幸

神奈川県町村会会長

湯河原町長

富 田 幸 宏

神奈川県土地家屋調査士会会長

鈴 木 貴 志

神奈川県市長会

横浜市長

林 文 子

川崎市長

福 田 紀 彦

相模原市長

加 山 俊 夫

横須賀市長

上 地 克 明

神奈川県町村会

平塚市長	落合克宏
鎌倉市長	松尾崇
藤沢市長	鈴木恒夫
小田原市長	加藤憲一
茅ヶ崎市市長	服部信明
逗子市長	平井竜一
三浦市長	吉田英男
秦野市長	古谷義幸
厚木市長	小林常良
大和市長	大木哲
伊勢原市長	高山松太郎
海老名市長	内野優
座間市長	遠藤三紀夫
南足柄市長	加藤修平
綾瀬市長	古塩政由
葉山町長	山梨崇仁
寒川町長	木村俊雄
大磯町長	中崎久雄
二宮町長	村田邦子
中井町長	杉山祐一
大井町長	間宮恒行
松田町長	本山博幸
山北町	湯川裕司
開成町	府川裕一
箱根町	山口昇士
真鶴町	宇賀一章
湯河原町	富田幸宏
愛川町	小野澤豊
清川村	大矢明夫

災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定実施細目

神奈川県及び神奈川県内の市町村（以下「市町村」という。）と神奈川県土地家屋調査士会（以下「県調査士会」という。）は、「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」（以下「協定」という）第 11 条第 1 項に基づき、協定の実施に関し必要な事項について、次のとおり定める。

なお、本細目における用語の定義は、協定の例による。

（災害の定義）

第 1 条 協定における災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害対策基本法施行令で定める原因により生ずる被害を指すものとする。

（認定調査等の内容）

第 2 条 協定における認定調査等の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成 25 年 6 月内閣府（防災担当））又は市町村が指定するマニュアル等に基づき、市町村の職員と連携して、市町村の行政区域内の家屋を調査すること。
- （2） 市町村が発行した罹災証明に対する住民からの相談を補助すること。
- （3） 建物滅失登記申請手続き及び土地境界復元等に関する住民からの相談を補助すること。

（平時の取組み）

第 3 条 神奈川県、市町村及び県調査士会は、協定第 2 条第 1 項に基づき、連絡体制等について、様式 1 により年度当初に確認するものとする。なお、神奈川県、市町村及び県調査士会それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

2 前項に基づく連絡体制等の取りまとめは神奈川県が行うものとする。

（協力の要請）

第 4 条 神奈川県及び市町村は、協定第 3 条に基づき県調査士会に認定調査等への協力を要請するときは、様式 2 を用いて文書により行うものとする。但し、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに当該様式を県調査士会に提出するものとする。

（協力の実施）

第 5 条 県調査士会は、協定第 3 条に基づき神奈川県又は市町村に認定調査等への協力

を要請されたときは、様式3を用いて文書により当該協力の実施の可否等を回答する。但し、緊急を要する時は、電話等により回答し、事後速やかに当該様式を神奈川県又は市町村に提出するものとする。

(費用の負担)

第6条 市町村及び県調査士会は、協定第7条第2項に基づき認定調査等に必要な資機材に係る事前調整を行う際は、市町村及び県調査士会の会員が所有する資機材の積極的な活用を検討する。

(第三者への損害賠償責任)

第7条 県調査士会は、協定第9条第2項に基づき神奈川県及び関係する市町村に協定に基づく協力の実施中における第三者への損害について報告するときは、様式4を用いて文書により行うものとする。

附 則

この実施細目は、平成29年9月21日から適用する。

災害応急復旧工事等に関する業務協定書

箱根町（以下「甲」という。）と箱根町建設業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、箱根町地域防災計画に基づき甲が管理する公共土木施設（町管理の道路、橋梁、河川水路等）について、地震予知情報発令時の安全措置及び地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）発生時の機能回復のための応急復旧工事を実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、安全措置及び応急復旧工事（以下「応急復旧工事等」という。）を実施する必要があると認めるときは、乙に出動を要請する。

（応急復旧工事等施工業者）

第3条 乙は、前条の出動要請があった場合に応急復旧工事等を円滑に実施するため、加盟業者（以下「施工業者」という。）の工事施工区間又は区域をあらかじめ定め、施工業者の応急復旧工事の進捗状況について把握をする。

ただし、災害の状況その他によりやむを得ない事情が発生したときは、担当する区間又は区域を変更することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により担当する区間又は区域を決定し、又は変更したときは、直ちに甲に通知するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、第2条の規定により、乙に出動要請する場合は、安全措置を必要とする場所又は災害の場所、被害状況、工事内容等を職員の派遣又は電話により行うものとする。

2 災害により、電話連絡等が途絶し、連絡が不可能なときは、甲の要請がない場合でも、乙の判断により応急復旧が必要と認めるときは、第3条により定めた施工業者に応急復旧工事等を施工させるものとする。

（協力活動）

第5条 施工業者は、甲が現場に派遣した職員の指示に従い応急復旧工事等を実施するものとする。

2 前項の職員が派遣されていないときは、施工業者は本協定の主旨に基づき応急復旧工事等を実施するものとする。

（着手報告）

第6条 乙は、施工業者が応急復旧工事等に着手したときは、その状況を速やかに、別紙様式1により、甲に報告する。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって報告し、事後別紙様式1を提出するものとする。

（費用の立替え）

第7条 第5条の規定により生じた費用は、施工業者が一時立替えておくものとする。

(精算単価)

第8条 前条の規定により、施工業者が一時立替えた費用の精算単価は、応急復旧工事等の発生時における災害査定設計歩掛表又は神奈川県が定める積算基準等によるものとする。

(費用の請求)

第9条 甲は、第7条の規定により施工業者が一時立替えをした費用については、施工業者と協議の上支払うものとする。

(損失補償)

第10条 甲は、第2条の規定により応急復旧工事等に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは著しい障害を有する状態になった場合においては、本人又はその遺族若しくは被扶養者に対し、箱根町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年3月31日箱根町条例第1号）の規定により、その都度協議して損害補償を行うものとする。

(連絡責任者)

第11条 要請及び協力等に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては公共土木施設を担当する部長を、乙においては会長を連絡責任者とする。

(疑義等の解決)

第12条 この協定に定める事項に疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

(協定の効力及び更新)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生し、平成26年3月31日をもって終了する。ただし、終了日前30日までに、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は、終了日より1年間更新されたものとみなし、以降の期間についても同様とする。

(旧協定の廃止)

第14条 平成6年11月21日付けで箱根町長と箱根町建設業協力会会長とが締結した「災害応急復旧工事等に関する業務協定書」は、この協定の成立をもって廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 足柄下郡箱根町湯本256
箱根町長 山口昇士

乙 箱根町建設業協会
会長 勝俣徳彦

(別紙様式1)

箱根町長様

路線名等	
被害箇所	
被害状況	
工事概要	
概算工事費	
着手日	
完成予定日	
施工業者名	
現場責任者	
備考	

災害応急復旧工事等に関する業務協定書

箱根町（以下「甲」という。）と箱根管工事組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する公共水道施設について、地震予知情報発令時の安全措置及び地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）発生時の機能回復のための応急復旧工事を実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、目的を達するため、安全措置及び応急復旧工事（以下「応急復旧工事等」という。）を実施する必要があると認めたときは、乙に出動を要請する。

（応急復旧工事等）

第3条 乙は、前条の出動要請があった場合に応急復旧工事等を円滑に実施するため、加盟業者（以下「施工業者」という。）の工事施工区間又は区域をあらかじめ定めておかなければならない。

ただし、災害の状況その他によりやむを得ない事情が発生したときは、工事施工区間又は区域を変更する事ができるものとする。

2 乙は、前項の規定により工事施工区間又は区域を決定し、又は変更したときは、ただちに甲に通知するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、第2条の規定により、乙に出動要請する場合は、安全措置を必要とする場所又は災害の場所、被害状況、工事内容等を職員の派遣又は電話により行うものとする。

2 災害により、電話連絡等が途絶し、連絡が不可能なときは、甲の要請がない場合でも、乙の判断により応急復旧が必要と認めるときは、第3条により定めた施工業者に応急復旧工事等を施工させるものとする。

（協力活動）

第5条 施工業者は、甲が現場に派遣した職員の指示に従い応急復旧工事等を実施するものとする。

2 前項の職員が派遣されていないときは、施工業者は本協定の主旨に基づき応急復旧工事等を実施するものとする。

（着工報告）

第6条 乙は、施工業者が応急復旧工事等に着手したときは、その状況を速やかに、別紙様式1により、甲に報告するものとする。

（費用の立替）

第7条 第5条に規定により生じた費用は、施工業者が一時立替えしておくものとする。

（清算単価）

第8条 前条の規定により施工業者が一時立替えた費用の清算単価は、応急復旧工事等の発生時

における災害査定設計歩掛表又は神奈川県が定める積算基準によるものとする。

(費用の請求)

第9条 甲は、第7条の規定により施工業者が一時立替えた費用については、施工業者と協議の上支払うものとする。

(損失補償)

第10条 甲は、第2条により応急復旧工事等に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務による負傷もしくは疾病により死亡し、若しくは著しい障害を有する状態となった場合においては、本人又はその遺族若しくは被扶養者に対し、箱根町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年3月31日箱根町条例第1号）の規定により、その都度協議して損失補填を行うものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、要請事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定める。

(疑義等の解決)

第12条 この協定に定める事項に疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者各1通を保有する。

平成10年7月1日

甲 足柄下郡箱根町湯本256
箱根町長 小川 欣一

乙 足柄下郡箱根町宮城野923-4
箱根管工事協同組合
理事長 三好 美津夫

水道施設応急復旧工事報告書

箱根町長

様

施工業者名
現場責任者
連絡先

		整理番号		管網図頁	
工事場所	箱根町 番地先	着手年月日	平成	年	月 日
施設区分	導水管・送水管・配水管 その他（ ）	管 類		口 径	
		状 態	埋 設 ・ 添 架		
道路区分	国道・県道・町道・私道 その他（ ）	歩車区分	車 道 ・ 歩 道		
		舗装区分	As ・ Co ・ 砂利		
被害状況 及び 復旧状況					
復旧資機材	材料及び数量	機械器具等			
復旧見込 日 数	約 日間	復旧必要 人 員	約 人（延人員）		
現場案内図		被 害 概要図			
備 考					

『協定-27』

地震等大規模災害時における被災建物等の解体撤去に
関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県建物解体業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震大規模災害が発生した場合における町内各地域の被災した建物等の解体・撤去等に関し、甲が乙に協力を求め実施するに当たって必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊、焼失した建物の解体・撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達するため、所有者の意向を受け、次の各号の事業（以下「解体・撤去等」という。）を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請する。

- (1) 被災した建物等の解体・撤去
- (2) 災害廃棄物の撤去
- (3) 前各号に伴う必要な措置

2 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、甲が実施する解体・撤去等に可能な限り協力する。

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、乙への協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって神奈川県を通じて行う。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- (1) 災害の場所
- (2) 被害状況
- (3) 被害内容
- (4) 協力内容
- (5) その他必要事項

（解体・撤去等の要請）

第5条 乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い、解体・撤去等を実施する。

2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は、解体・撤去等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周辺的生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

（報告）

第6条 乙は、解体・撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告する。ただし、文書でよりがたい場合は電話等により行うものとする。

- (1) 実施内容
 - (2) その他必要事項
- (費用負担)

第7条 甲は、第3条の要請に基づき実施した解体・撤去等に要した費用については、乙と協議のうえ支払うものとする。

(災害補償)

第8条 第3条の要請に基づき実施した解体・撤去等に従事したものが、負傷、疾病、障害または死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によりその都度協議して災害補償を行うものとする。

(協定実施の円滑化)

第9条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われると共に、協定の実効性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては箱根町環境部地域整備課、乙においては社団法人神奈川県建物解体業協会とする。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定める事項に疑義を生じたとき、またはこの協定に定めのない事項についてはその都度甲乙協議のうえ解決するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙両者各1通を保有する。

平成15年4月28日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地
箱根町長 山口昇士

乙 横浜市中区常磐町2-1-1 大宗常盤ビル303
社団法人神奈川県建物解体業協会
会長 浦山三郎

地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に
関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震大規模災害が発生した場合における町内各地域の産業廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分に関し、甲が乙に協力を求め実施することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊、焼失した建物の解体・撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達するため、所有者の意向を受け、次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処理・処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

2 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力する。

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、乙への協力要請に当たっては、要請内容を記載した文書をもって神奈川県（以下「県」という。）を通じて行う。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

2 甲は、県を通じて協力要請を行いがたい場合は、次の各号に掲げる事項の文書をもって乙に通知する。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- (1) 協力内容
- (2) その他必要事項

3 甲は、前項の要請を行ったときは、後に速やかに県に報告する。乙は、前項の要請を受理したときは、速やかに県に報告する。

（災害廃棄物処理等の実施）

第5条 乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施する。

2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周辺の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(報告)

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告する。ただし、文書でよりがたい場合は電話等により行うものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要事項

(費用負担)

第7条 甲は、第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、乙と協議のうえ支払うものとする。

(災害補償)

第8条 第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、障害または死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては箱根町環境部地域整備課、乙においては社団法人神奈川県産業廃棄物協会事務局とする。

(疑義等の解決)

第10条 この協定に定める事項に疑義を生じたとき、またはこの協定に定めのない事項についてはその都度甲乙協議のうえ解決するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙両者各1通を保有する。

平成15年4月28日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地
箱根町長 山口昇士

乙 横浜市中区山下町74-1 大和地所ビル4階
社団法人神奈川県産業廃棄物協会
会長 水口信雄

『協定-29』

西湘地区行政センター管内1市3町1事務組合間における 一般廃棄物の処理に係る相互援助協定書

小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、及び湯河原町真鶴町衛生組合（以下「協定市町等という。」）の各市町及び一部事務組合の長（以下「市町組合長」という。）は、廃棄物の処理について次のとおり協定する。

（目的）

- 1 この協定は、協定市町等のごみ処理施設において、不足の事故及び故障により廃棄物の適正処理に支障が生じた場合、協定市長等のごみ処理施設を相互に利用して、廃棄物の適正処理を保持することにより、生活環境の保全と円滑な清掃事業の遂行をはかることを目的とする。

（適用等）

- 2 この協定の適用及び援助の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 適用の範囲は、ごみ処理施設において事故及び故障が発生し、自己の施設のみでは、廃棄物の適正処理に支障が生じると市町組合長が判断した場合とする。
 - (2) 援助の期間は、施設が復旧するまでとする。

（要請）

- 3 援助を必要とする協定市町等は、受託可能な協定市町等と直接協議を行い、要請する。

（受託）

- 4 援助の要請を受けた協定市町等は、業務に支障のない範囲において、これを受託する。

（実施）

- 5 援助の実施については、搬入の方法、費用の負担方法等について、当該協定市町等間において協議のうえ実施する。

（その他）

- 6 この協定に定めのないもの又は疑義を生じたものについては、必要に応じて、協定市町等間において別途協議するものとする。

（効力の発生）

- 7 この協定は、平成4年9月1日から効力を発生するものとする。
この協定の締結を証するために、本書6通を作成し、各市町組合長記名押印のうえ、各1通を保存するものとする。

平成4年9月8日

(協定者)

小田原市長

小澤 良 明

箱根町長

勝 俣 茂

真鶴町長

三 木 邦 之

湯河原町長

丸 山 孝 夫

湯河原町真鶴町衛生組合長

丸 山 孝 夫

(立会人)

神奈川県西湘地区行政センター所長

譲 原 智

『協定-30』

災害時における一般廃棄物収集に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と広域一般廃棄物事業協同組合（以下「乙」という。）は、箱根町内が、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）の発生により、被災した場合の災害時における一般廃棄物の収集（し尿・浄化槽・仮設トイレし尿等及びごみ収集、以下「災害収集」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、乙の協力が必要なときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした書面により、協力を要請する。ただし、書面により難しいときは、他の方法をもって要請し、事後において書面提出をするものとする。

- （1）被災場所又は災害収集を要する場所
- （2）被災の概況
- （3）協力要請の内容
- （4）その他必要な指示事項

（協力）

第2条 乙は、前条による甲からの協力要請を受けたときは、他の業務に優先して災害収集に協力するものとする。

（報告）

第3条 乙は、甲の要請に基づいて協力した場合には、その活動状況等応急対策の内容及び経過を、適宜甲に報告するものとする。

- （1）出勤場所及び出勤時間
- （2）出勤人員
- （3）使用した資機材
- （4）その他必要な事項

（連絡責任者）

第4条 災害収集の要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

る。

(有効期間)

第6条 協定の期間は平成27年8月20日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了の1箇月までに相手方に対し、書面による協議終了の意思表示がない場合は、本協定の期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定書の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を所持する。

平成27年8月20日

甲 足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 山口 昇士

乙 小田原市寿町1丁目1番12号

広域一般廃棄物事業協同組合
理事長 鈴木 茂

医薬品等の調達に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と社団法人小田原薬剤師会（以下「乙」という。）との間に、災害発生に際し、医薬品等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、必要があると認めたときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした応援要請書をもって、乙の保有する医薬品等の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする医薬品の種類・数量
- (3) その他必要な事項

（要請に対する協力）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して要請事項について、速やかに適切な措置をとるものとする。

（医薬品等の範囲）

第3条 医薬品等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) その他甲が指定する薬物

（医薬品等の代価）

第4条 医薬品等の代価は、事後に精算するものとし、その価格は災害発生時直前における適正な価格とする。

（医薬品等の引取り）

第5条 医薬品等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣し、医薬品等を確認の上、これを引き取るものとする。

（連絡責任者）

第6条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては健康福祉課長を、乙においては防災委員を連絡責任者とする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項又は協定変更の必要若しくは疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第8条 この協定は、平成18年10月17日からとし、甲乙何らかの申し出がない場合は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年10月17日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地
箱根町長 山口昇士

乙 神奈川県小田原市栄町2丁目13番1号
社団法人 小田原薬剤師会
会長 石井理美

災害時における避難所等の協力に関する協定

箱根町（以下「甲」という。）と町内の寮・保養所組合で構成する箱根町寮保養所団体協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生し、避難を余儀なくされた住民に対して、甲が避難者のための避難所等を必要と判断した場合に、町内で寮・保養所を所有する企業の団体である乙が、地域貢献の一環として、被災住民に対し宿泊施設等を提供することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 この協定に基づく乙の協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災住民の避難所として寮・保養所の客室及び付随設備の提供
- (2) 前号の協力を行うにあたっての空き室状況の把握及び調整

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し、前条の協力が必要となった場合は、乙に対して協力を要請する。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請があった場合は、各組合の代表者と調整し、可能な限り協力する。

（費用弁償）

第5条 第2条第1号に係る経費については、災害救助法による費用を基本として、別途協議する。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年11月26日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256

箱根町長 山口 昇士

乙 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1246

箱根町寮保養所団体協議会

会 長 望月 二三雄

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と、箱根町長 山口 昇士（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、箱根町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 箱根町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- (2) 箱根町災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること
- (2) 公共土木施設（道路、河川、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- (3) その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する

地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年 8月 26日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

関東地方整備局長 下 保 修

乙) 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱 根 町 長 山 口 昇 士

『協定－34』

災害時における燃料の調達に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と神奈川県石油商業協同組合小田原支部箱根部会（以下「乙」という。）は、箱根町内に発生した大規模な地震、風水害、その他災害（以下「災害時」という。）時における燃料の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合における燃料の調達に関し、甲が乙に要請する場合の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して燃料の供給を要請することができる。

2 甲が要請することができる燃料の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自動車用燃料
- (2) 自家発電機用燃料
- (3) 暖房用燃料
- (4) 防災資機材用燃料

（要請手続）

第3条 甲は、乙に燃料の供給を要請するときは、次に掲げる事項を口頭、電話等により連絡するものとし、事後において甲は、所定の別紙様式第1号を乙に提供するものとする。

- (1) 要請者の職・氏名及び担当者の所属・氏名
- (2) 要請する理由
- (3) 要請する期間
- (4) 要請する燃料の種類及び数量
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、甲から燃料の供給の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、その他の業務に優先して燃料の供給が実施できるよう必要な措置を講ずるとともに、その措置の結果を甲に連絡するものとする。

(報告)

第5条 乙は、燃料の供給を実施したときは、その都度、納品書を甲に交付するとともに、燃料供給が終了した時点で、次に掲げる事項を所定の別紙様式第2号により甲に通知するものとする。

- (1) 報告者の職・氏名及び供給会社名・責任者名
- (2) 給油車両番号または施設名
- (3) 供給した期間
- (4) 供給した燃料の種類及び数量
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要事項

(経費の負担及び価格の決定)

第6条 乙が実施した燃料の供給に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定する。

(防災訓練への参加)

第7条 甲は、乙に対してその主催する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けた時は、積極的に参加するものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、災害時における燃料の供給が円滑に実施できるよう、連絡先等必要な情報を定期的に相互に交換するとともに、重要な変更が生じたときは、その都度連絡するものとする。

(補償等)

第9条 甲は、この協定に係る業務に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、箱根町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年箱根町条例第1号）の規定に基づき、補償するものとする。

(実施細目)

第10条 甲及び乙は、この協定の運用を円滑に行なうため、別途実施細目を定める。

(協議)

第 11 条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議の上解決するものとする。

(施行期日)

第 12 条 この協定は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

この協定締結の証として、本協定書 2 通作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 20 年 10 月 1 日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 2 5 6 番地
箱根町長 山口昇士

乙 神奈川県足柄下郡箱根町芦之湯 8 6 番地
神奈川県石油商業協同組合小田原支部箱根部会
部会長 川邊隆夫

災害等における物資の輸送等に関する協定

箱根町（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県トラック協会（以下「乙」という。）は、災害等における物資の輸送等の業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、箱根町内で地震等による大規模災害（武力攻撃事態又は緊急処理事態を含む。「以下「災害」という。」）が発生した場合、又は箱根町外で災害が発生し、被災地に対して支援（以下「支援」という。）を行う場合、甲の要請により、乙が業務を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（業務内容）

第2条 この協定により、災害又は支援（以下「災害等」という。）の際に甲が乙に要請する業務は次の各号に掲げるものとする。

- （1） 甲が指定する場所への物資その他輸送が必要と認めるもの（以下、「物資」という。）の輸送
- （2） 前号までに定めるもののほか、甲が必要と認める業務

（業務の要請）

第3条 甲は、前条各号に関する業務の必要があると認めるときは、乙に要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対し、最大限応じるものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の規定に基づき乙が実施した業務に要した費用は、原則、甲の負担とする。

2 第2条第2号に規定する物資の輸送費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

（従事者の損害補償）

第5条 甲は、第3条第2項の規定により業務に従事した者が、その者の責に

帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は、「箱根町消防団員等公務災害補償条例(昭和42年3月31日箱根町条例第1号)」に基づきその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れる。

(第三者への損害賠償責任)

第6条 乙は、第3条第2項の規定による業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員で協議の上、決定する。

3 乙又は乙の傘下団体の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その事実の発生後遅滞無くその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

(業務における暴力団排除)

第7条 乙は、その業務に関し、神奈川県暴力団排除条例(平成22年12月28日条例第75号。以下「条例」という。)第2条第4号の暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)、暴力団員等が指定したもの又は条例第2条第5号の暴力団経営支配法人等(以下「暴力団経営支配法人等」という。)を使用してはならない。

2 乙は、その業務に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、条例第23条第1項に掲げる行為をしてはならない。

3 乙は、その業務に関し、条例第23条第2項に掲げる行為をしてはならない。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力を有するものとする。

附則 昭和 5 4 年 5 月 1 日付で締結した「災害等における物資の輸送等に関する協定」については、この協定書の締結日をもって廃止するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 6 年 2 月 1 7 日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256
箱根町長 山 口 昇 士

乙 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-11-1
一般社団法人神奈川県トラック協会

大規模災害時等の相互応援協定書

(趣旨)

第1条 箱根町と洞爺湖町は、両町の間で培われてきた姉妹都市交流の更なる充実を願い、友愛と相互扶助の精神に基づき、大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害という。）が発生し、被害を受けた町（以下「被災町」という。）が独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合の相互応援をより円滑に遂行するため次のとおり協定を締結する。

(相互応援活動)

第2条 大規模災害時の相互応援活動は、応援を行う町（以下、「応援町」という。）の情報収集に基づく自主的応援活動及び、被災町からの応援要請に基づく次の各号に規定する応援活動とする。

2 応援活動は次の項目とする。

- (1) 情報収集先遣隊の派遣
- (2) 応援、救助及び応急措置に必要な職員の派遣
- (3) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (4) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 被災児童生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅のあっせん
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援経費の負担)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援町の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ被災町は、応分の負担をするものとする。

2 前項の費用負担の具体的な内容については、被災の程度、応援の実態等を考慮し、両町で協議して定めるものとする。

(連絡担当部課)

第4条 両町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部課をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を交換するものとする。

(資料の交換)

第5条 両町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画
その他参考資料を相互に交換するものとする。

(応援職員の指揮)

第6条 応援要請を受け派遣された職員が応援活動に従事するときは、被災町
の災害対策本部長の指揮下にて行動するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援町の職員が応援活動に従事中、負傷、疾病又は死亡した場合にお
ける公務災害補償に要する経費は、応援町の負担とする。ただし、被災町に
おいて応急治療する場合の治療費は、被災町の負担とする。

2 応援町の職員が第三者に損害を与えた場合において、当該損害が応援活動
に従事中に生じたときは被災町が、被災町への往復途中に生じたときは応援
町が、その賠償の責めに任ずる。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で、協定の実施に関し特に必要が生じた場
合は、その都度両町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両町が署名の上、
各自その1通を保有する。

平成24年 6月30日

神奈川県足柄下郡箱根町 町長 山口 昇 士

北海道虻田郡洞爺湖町 町長 真屋 敏 春

停電時における防災行政無線の活用に関する協定書

箱根町長（以下「甲」という。）及び東京電力株式会社小田原支社長（以下「乙」という。）は、箱根町防災行政固定系無線局（以下「防災行政無線」という。）の活用に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、電力供給設備の事故により箱根町内の広範囲にわたり停電が発生した場合及び乙が電力需要の急増による節電のお願いを実施する場合等において、甲が管理する防災行政無線を活用することにより、住民への情報提供及び安全の注意喚起を円滑に行うことを目的とする。

（放送の依頼）

第2条 乙は、次の各号に掲げる場合に、甲に対し防災行政無線による放送（以下「放送」という。）の依頼を行うものとする。

- (1) 町内の広範囲に影響を及ぼす停電が発生し、かつ、当該停電が概ね1時間以上におきたるとき。
- (2) 電力需要の急増による節電のお願いを実施するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲乙において必要と認めるとき。

（依頼の手順）

第3条 乙は、前条各号に掲げる事態が発生した場合は、速やかに、別表1の手順により、防災行政無線放送依頼書（別記様式）を甲に提出するものとする。

（放送の可否）

第4条 甲は、乙から放送の依頼を受けた場合は、他の災害情報の放送状況等を勘案してその実施の可否を判断し、乙に口頭により回答するものとする。

- 2 前項の規定により放送の実施が決定された場合は、乙は、放送すべき内容の案を作成し、甲に提出するものとする。
- 3 甲は前項の案を精査し、電話により乙に対し放送内容の最終確認を行い、放送を実施するものとする。
- 4 放送を実施する地域の範囲については、乙が情報を提供し、甲が決定するものとする。

（放送情報の変更）

第5条 乙は、前条の規定により放送を実施する場合において、放送すべき内容に新たな情報が判明したときは、その内容を直ちに甲に連絡するものとする。

（問い合わせ対応）

第6条 乙は、甲による放送の実施が決定された場合は、住民問い合わせ窓口を早急に設

立するとともに、その電話番号等を甲に示し、多数の問い合わせに対し対処できるよう努めるものとする。

2 放送依頼のあった電力に関する一切の問題については、甲はその責を負わない。

(報告)

第7条 乙は、甲に対し放送の依頼を行なった場合は、その実施の可否に係らず、当該依頼内容の原因及び経過等について、甲に対し報告するものとする。

(連絡体制)

第8条 この協定における甲及び乙の連絡体制は、別表2によるものとする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(旧取扱いの失効)

第10条 甲乙間においてこれまでに確認した、防災行政無線の活用に関する取扱いについては、本協定の締結日から効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年3月18日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地
箱根町長 山口昇士

乙 神奈川県小田原市本町一丁目9番25号
東京電力株式会社 小田原支社
支社長 小山勇樹

『協定－38』

災害時におけるボランティアセンターの設置等に関する協定書

箱根町長（以下「甲」という。）と社会福祉法人箱根町社会福祉協議会長（以下「乙」という。）は、箱根町災害ボランティアセンターの設置等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、箱根町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、箱根町地域防災計画に基づき、災害応急対策を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害対策基本法及び箱根町地域防災計画の規定により災害対策本部が設置され、災害応急対策の実施のためのボランティア（以下「災害ボランティア」という。）の受入れ及び活動支援が必要と判断したときは、速やかに乙に対し災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置を要請するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由がある場合を除き、他の業務に優先して協力するものとする。

（設置場所）

第4条 センターの設置場所は、旧湯本中学校（箱根町社会福祉協議会内）とする。ただし、当該施設が災し、センターの設置が困難なときは、甲がこれに変わる場所を確保するものとする。

（センターの活動）

第5条 センターが実施する活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害ボランティアの受入れ及び活動依頼に関すること
- (2) 災害ボランティア活動についての情報の収集及び提供に関すること
- (3) 災害ボランティア活動に必要な資機材等の確保及び提供に関すること
- (4) その他センターの運営に関する必要な事項

（平常時の協力）

第6条 甲及び乙は、平常時から相互に協議及び連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における協力的体制の確立を図るものとする。

（経費負担）

第7条 センターの設置及び運営に関し、必要な経費は甲が負担するものとする。

2 前項の経費の負担について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

（資機材の確保）

第8条 甲と乙は、センターの設置に関し、必要な資機材を相互に協力して確保するものとする。

（損害補償）

第9条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害の補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 前項のボランティア保険の加入にかかる費用については、ボランティアの自己負担とする。

(報告)

第10条 甲は、乙に対してセンターの運営状況について、報告を求めることができる。

(個人情報の取扱)

第11条 乙は、本協定に基づきセンターの運営に際して発生する個人情報の取扱いは、乙の個人情報の保護に関する規定に基づき、適切に管理しなければならない。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに、相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

(協議事項等)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成25年3月18日

甲 箱根町湯本256番地

箱根町長 山口昇士

乙 箱根町湯本855番地

社会福祉法人 箱根町社会福祉協議会

会長 對木一郎

『協定-39』

災害時における相互協力に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）、社会福祉法人箱根町社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び公益社団法人小田原青年会議所（以下「丙」という。）は、箱根町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、災害の発生時における効果的な災害救援ボランティア活動支援（以下「活動支援」という。）を行うため、相互に連携・協力する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲及び乙は、丙に対して災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の情報を提供する。

2 丙は、乙の要請があった場合には、その組織及び機能等を最大限に活用し、次に掲げる協力をを行う。

- (1) 被災状況や活動支援に関する情報等の収集及び提供
- (2) 活動支援用物資等の調達及び仕分け輸送の協力
- (3) センターの設置・運営への人的支援

（平常時の協力）

第3条 甲、乙及び丙は、平常時から相互に連携・協力し、次に掲げる活動を行う。

- (1) センターの設置・運営に関する情報等の共有
- (2) センターの運営に関する協力など災害時における連携体制の確立
- (3) センターの設置・運営訓練等の実施
- (4) その他甲、乙及び丙が必要と認めた活動

（連絡会議の運営）

第4条 甲、乙及び丙は、相互の連携・協力のため、甲、乙及び丙が定める担当者並びに甲、乙及び丙の合意による関係者の出席により、連絡会議を開催することができる。

（体制の引継ぎ）

第5条 甲、乙及び丙いずれかの担当者又は災害対策活動に関わる体制が変更となる場合は、相互に報告するものとする。

（協定の期間）

第6条 協定の期間は、令和元年11月22日から令和2年3月31日までとする。ただし、甲、乙又は丙のいずれからも期間満了の1箇月前までに、書面による協定終了の意

思表示がない場合は、この協定の期間を1年間自動更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙が記名押印して各自その1通を所持する。

令和元年11月22日

甲 足柄下郡箱根町湯本256番地
箱根町

箱根町長 山口 昇士 印

乙 足柄下郡箱根町湯本855番地
社会福祉法人箱根町社会福祉協議会

会長 對木 一郎 印

丙 小田原市本町1丁目1番地38号
公益社団法人 小田原青年会議所

理事長 村瀬 公大 印

『協定－40』

災害時等における避難所等の施設利用に関する協定

箱根町（以下「甲」という。）と学校法人国際学園（以下「乙」という。）は、甲と乙とが平成24年10月1日に締結した土地建物使用貸借契約書第8条第3項及び土地賃貸借契約書第8条第3項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、箱根町内に地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が、箱根町地域防災計画等に基づく避難場所及び避難施設（以下「避難所等」として、乙の管理する施設を使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象施設は、次のとおりとする。ただし、校舎については、乙の事業運営に支障のない範囲とする。

所在地 箱根町仙石原字大原817番37の一部外6筆

施設名 旧箱根町立仙石原中学校校舎、校庭（グラウンド）、屋内運動場（体育館）及び格技場

（避難所等の開設）

第3条 甲は、災害時等において、避難所等を開設する必要がある場合は、前条に規定する施設を避難所等として開設することができる。

（開設の通知等）

第4条 甲は、校庭、屋内運動場及び格技場を避難所等として開設する場合は、事前にその旨を文書又は口頭により、乙に対して通知するものとする。なお、甲は、校舎を避難所等として開設する必要があると判断した場合には、乙に対して協力を要請することができるものとし、乙は、可能な限り協力を努めるものとする。

2 甲は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知せずに、避難所等として開設することができるものとする。この場合には、甲は、速やかに乙に対し、開設した旨を通知するものとする。

（避難所等の管理）

第5条 災害時等の避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、避難所等の状況を勘案し、運営に要する職員を適切に配置するものとする。

3 乙は、災害時等の避難所等の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 避難所等の施設利用に要した光熱水費等は、原則として甲が負担するものとする。

ただし、乙の管理する施設又は資機材の使用については、無償とする。

2 避難者等が施設等を使用した際に損壊等が生じた場合の原状復帰費用は、甲の負担とする。

(開設期間)

第7条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議のうえ、開設期間を延長することができる。

(避難所等の終了)

第8条 甲は、施設の避難所等としての使用を終了する際は、乙に文書にてその旨を通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成25年 月 日から平成25年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了の1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年 1月 9日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 山口昇士

乙 神奈川県横浜市青葉区さつきが丘8番80

学校法人 国際学園
理事長 井上 一

災害時等における避難所等の施設利用に関する覚書

箱根町（以下「甲」という。）と社会福祉法人箱根恵明学園（以下「乙1」という。）及び学校法人恵明学園（以下「乙2」という。以下乙1及び乙2の総称を「乙」という。）は、甲と乙とが平成29年7月1日に締結した公有財産無償譲渡契約書第9条及び土地賃貸借契約書第8条第3項に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、箱根町内に地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が、箱根町地域防災計画に基づく避難場所及び避難施設（以下「避難所等」として、乙の管理する施設を使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 この覚書の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 箱根町宮ノ下字石原278番5外25筆（土地賃貸借契約書 別紙「別件目録」）

施設名 旧箱根町立温泉幼稚園屋内運動場、グラウンド

（避難所等の開設）

第3条 甲は、災害時等において、避難所等を開設する必要がある場合は、前条に規定する施設を避難所等として開設することができる。

2 甲が避難所等を開設した場合において、乙の管理する施設が災害等により被害を受け、運営に支障をきたしている場合には、乙は甲が管理する備蓄品及び資機材を避難者同様に使用することができる。

（開設の通知等）

第4条 甲は、屋内運動場及びグラウンドを避難所等として開設する場合は、事前にその旨を文書又は口頭により、乙に対して通知するものとし、乙は、可能な限り協力を努めるものとする。

2 甲は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知せずに、避難所等として開設することができるものとする。この場合には、甲は、速やかに乙に対し、開設した旨を通知するものとする。

（避難所等の管理）

第5条 災害時等の避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、避難所等の状況を勘案し、運営に要する職員を適切に配置するものとする。

3 乙は、災害時等の避難所等の管理運営について、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 避難所等の施設利用に要した光熱水費等は、原則として甲が負担するものとする。ただし、乙の管理する施設又は資機材の使用については、無償とする。

2 避難者等が施設等を使用した際に損壊等が生じた場合の原状復帰費用は、甲の負担とする。

(開設期間)

第7条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議のうえ、開設期間を延長することができる。

(避難所等の終了)

第8条 甲は、施設の避難所等としての使用を終了する際は、乙に文書にてその旨を通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(覚書の有効期間)

第9条 この覚書の有効期間は、平成29年12月15日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了の1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後同様とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この覚書締結の証として、本覚書を3通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年12月15日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 山口 昇 士

乙1 神奈川県足柄下郡箱根町小涌谷439番地の2

社会福祉法人箱根恵明学園
理事長 田崎 吾郎

乙 2 神奈川県足柄下郡箱根町小涌谷439番地の2
学校法人恵明学園
理事長 田 崎 吾 郎

災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と株式会社ホテルおかだ（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の宿泊施設に対して協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、被災者の緊急の受入れを乙に対して要請することができるものとする。なお、被災者については、箱根町の地域外の被災者も含むこととする。

（受入れの受託）

第3条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、安全を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項、指示に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 緊急の受入れを依頼できる期間は、応急仮設住宅への入居又は自宅、その他居住施設が確保されるまでの間とし、あらかじめ受入可能期間を甲に報告するものとする。なお、甲が3箇月を超える期間を要請する場合は、乙は少なくとも3箇月は受け入れるものとする。

（受入人数）

第5条 受入可能な人数は、100人以上とし、あらかじめ受入可能人数を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、被災者に係る緊急受入れに伴う経費を受入施設に支払うものとする。
2 前項に規定する1人1日当たりの経費は、災害救助法施行細則による救助の程度等（平成24年5月11日告示第301号）第1条1号ア（ウ）（基本額）及び2号ア（ウ）に記載されている額とし、これ以外に災害規模に応じて国が提示する金額を参考とする。

（手続き等）

第7条 甲は、第2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

- （1）受入要請人数
- （2）受入要請期間

（実績報告）

第8条 乙は、被災者の緊急の受入れを行った場合は、その受入状況を甲に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から10年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 5月 9日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 山 口 昇 士

乙 神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋191番地

株式会社ホテルおかだ

代表取締役社長 岡 田 浩 一 郎

災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と和興通商株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の宿泊施設に対して協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、被災者の緊急の受入れを乙に対して要請することができるものとする。なお、被災者については、箱根町の地域外の被災者も含むこととする。

（受入れの受託）

第3条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、安全を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項、指示に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 緊急の受入れを依頼できる期間は、応急仮設住宅への入居又は自宅、その他居住施設が確保されるまでの間とし、あらかじめ受入可能期間を甲に報告するものとする。なお、甲が3箇月を超える期間を要請する場合は、乙は少なくとも3箇月は受け入れるものとする。

（受入人数）

第5条 受入可能な人数は、100人以上とし、あらかじめ受入可能人数を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、被災者に係る緊急受入れに伴う経費を受入施設に支払うものとする。

2 前項に規定する1人1日当たりの経費は、災害救助法施行細則による救助の程度等（平成24年5月11日告示第301号）第1条1号ア（ウ）（基本額）及び2号ア（ウ）に記載されている額とし、これ以外に災害規模に応じて国が提示する金額を参考とする。

（手続き等）

第7条 甲は、第2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

（1）受入要請人数

（2）受入要請期間

(実績報告)

第8条 乙は、被災者の緊急の受入れを行った場合は、その受入状況を甲に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から10年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 5月 9日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 山 口 昇 士

乙 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-26-2
ソアラプラザ鶴見2階

和興通商株式会社

代表取締役 新 村 和 弘

災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と株式会社吉池旅館（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の宿泊施設に対して協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、被災者の緊急の受入れを乙に対して要請することができるものとする。なお、被災者については、箱根町の地域外の被災者も含むこととする。

（受入れの受託）

第3条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、安全を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項、指示に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 緊急の受入れを依頼できる期間は、応急仮設住宅への入居又は自宅、その他居住施設が確保されるまでの間とし、あらかじめ受入可能期間を甲に報告するものとする。なお、甲が3箇月を超える期間を要請する場合は、乙は少なくとも3箇月は受け入れるものとする。

（受入人数）

第5条 受入可能な人数は、100人以上とし、あらかじめ受入可能人数を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、被災者に係る緊急受入れに伴う経費を受入施設に支払うものとする。

2 前項に規定する1人1日当たりの経費は、災害救助法施行細則による救助の程度等（平成24年5月11日告示第301号）第1条1号ア（ウ）（基本額）及び2号ア（ウ）に記載されている額とし、これ以外に災害規模に応じて国が提示する金額を参考とする。

（手続き等）

第7条 甲は、第2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

（1）受入要請人数

（2）受入要請期間

(実績報告)

第8条 乙は、被災者の緊急の受入れを行った場合は、その受入状況を甲に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から10年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 5月 9日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地
箱根町長 山 口 昇 士

乙 神奈川県足柄下郡箱根町湯本597番地
株式会社吉池旅館
代表取締役 鈴 木 和 男

災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と奥湯本観光株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の宿泊施設に対して協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、被災者の緊急の受入れを乙に対して要請することができるものとする。なお、被災者については、箱根町の地域外の被災者も含むこととする。

（受入れの受託）

第3条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、安全を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項、指示に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 緊急の受入れを依頼できる期間は、応急仮設住宅への入居又は自宅、その他居住施設が確保されるまでの間とし、あらかじめ受入可能期間を甲に報告するものとする。なお、甲が3箇月を超える期間を要請する場合は、乙は少なくとも3箇月は受け入れるものとする。

（受入人数）

第5条 受入可能な人数は、100人以上とし、あらかじめ受入可能人数を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、被災者に係る緊急受入れに伴う経費を受入施設に支払うものとする。

2 前項に規定する1人1日当たりの経費は、災害救助法施行細則による救助の程度等（平成24年5月11日告示第301号）第1条1号ア（ウ）（基本額）及び2号ア（ウ）に記載されている額とし、これ以外に災害規模に応じて国が提示する金額を参考とする。

（手続き等）

第7条 甲は、第2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

- （1）受入要請人数
- （2）受入要請期間

(実績報告)

第8条 乙は、被災者の緊急の受入れを行った場合は、その受入状況を甲に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から10年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 5月 13日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 山 口 昇 士

乙 神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋211番地

奥湯本観光株式会社

代表取締役 南 学 正 幸

災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と株式会社箱根高原ホテル（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の宿泊施設に対して協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、被災者の緊急の受入れを乙に対して要請することができるものとする。なお、被災者については、箱根町の地域外の被災者も含むこととする。

（受入れの受託）

第3条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、安全を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項、指示に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 緊急の受入れを依頼できる期間は、応急仮設住宅への入居又は自宅、その他居住施設が確保されるまでの間とし、あらかじめ受入可能期間を甲に報告するものとする。なお、甲が3箇月を超える期間を要請する場合は、乙は少なくとも3箇月は受け入れるものとする。

（受入人数）

第5条 受入可能な人数は、100人以上とし、あらかじめ受入可能人数を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、被災者に係る緊急受入れに伴う経費を受入施設に支払うものとする。

2 前項に規定する1人1日当たりの経費は、災害救助法施行細則による救助の程度等（平成24年5月11日告示第301号）第1条1号ア（ウ）（基本額）及び2号ア（ウ）に記載されている額とし、これ以外に災害規模に応じて国が提示する金額を参考とする。

（手続き等）

第7条 甲は、第2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

- （1）受入要請人数
- （2）受入要請期間

(実績報告)

第8条 乙は、被災者の緊急の受入れを行った場合は、その受入状況を甲に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から10年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 6月 18日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 山 口 昇 士

乙 神奈川県足柄下郡箱根町元箱根164番地

株式会社箱根高原ホテル

代表取締役 佐 藤 安 男

災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と株式会社ホテル南風荘（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の宿泊施設に対して協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、被災者の緊急の受入れを乙に対して要請することができるものとする。なお、被災者については、箱根町の地域外の被災者も含むこととする。

（受入れの受託）

第3条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、安全を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項、指示に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 緊急の受入れを依頼できる期間は、応急仮設住宅への入居又は自宅、その他居住施設が確保されるまでの間とし、あらかじめ受入可能期間を甲に報告するものとする。なお、甲が3箇月を超える期間を要請する場合は、乙は少なくとも3箇月は受け入れるものとする。

（受入人数）

第5条 受入可能な人数は、100人以上とし、あらかじめ受入可能人数を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、被災者に係る緊急受入れに伴う経費を受入施設に支払うものとする。

2 前項に規定する1人1日当たりの経費は、災害救助法施行細則による救助の程度等（平成24年5月11日告示第301号）第1条1号ア（ウ）（基本額）及び2号ア（ウ）に記載されている額とし、これ以外に災害規模に応じて国が提示する金額を参考とする。

（手続き等）

第7条 甲は、第2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

- （1）受入要請人数
- （2）受入要請期間

(実績報告)

第8条 乙は、被災者の緊急の受入れを行った場合は、その受入状況を甲に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から10年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 5月 23日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地
箱根町長 山 口 昇 士

乙 神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋179
株式会社ホテル南風荘
代表取締役 鈴 木 茂 男

災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と富士屋ホテル株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の宿泊施設に対して協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、被災者の緊急の受入れを乙に対して要請することができるものとする。なお、被災者については、箱根町の地域外の被災者も含むこととする。

（受入れの受託）

第3条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、安全を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項、指示に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 緊急の受入れを依頼できる期間は、応急仮設住宅への入居又は自宅、その他居住施設が確保されるまでの間とし、あらかじめ受入可能期間を甲に報告するものとする。なお、甲が3箇月を超える期間を要請する場合は、乙は少なくとも3箇月は受け入れるものとする。

（受入人数）

第5条 受入可能な人数は、100人以上とし、あらかじめ受入可能人数を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、被災者に係る緊急受入れに伴う経費を受入施設に支払うものとする。

2 前項に規定する1人1日当たりの経費は、災害救助法施行細則による救助の程度等（平成24年5月11日告示第301号）第1条1号ア（ウ）（基本額）及び2号ア（ウ）に記載されている額とし、これ以外に災害規模に応じて国が提示する金額を参考とする。

（手続き等）

第7条 甲は、第2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

- （1）受入要請人数
- （2）受入要請期間

(実績報告)

第8条 乙は、被災者の緊急の受入れを行った場合は、その受入状況を甲に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から10年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 7月 18日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 山口 昇 士

乙 神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下359番地

富士屋ホテル株式会社

代表取締役社長 勝俣 伸

災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と富士屋ホテル株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の宿泊施設に対して協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、被災者の緊急の受入れを乙に対して要請することができるものとする。なお、被災者については、箱根町の地域外の被災者も含むこととする。

（受入れの受託）

第3条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、安全を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項、指示に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 緊急の受入れを依頼できる期間は、応急仮設住宅への入居又は自宅、その他居住施設が確保されるまでの間とし、あらかじめ受入可能期間を甲に報告するものとする。なお、甲が3箇月を超える期間を要請する場合は、乙は少なくとも3箇月は受け入れるものとする。

（受入人数）

第5条 受入可能な人数は、100人以上とし、あらかじめ受入可能人数を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、被災者に係る緊急受入れに伴う経費を受入施設に支払うものとする。

2 前項に規定する1人1日当たりの経費は、災害救助法施行細則による救助の程度等（平成24年5月11日告示第301号）第1条1号ア（ウ）（基本額）及び2号ア（ウ）に記載されている額とし、これ以外に災害規模に応じて国が提示する金額を参考とする。

（手続き等）

第7条 甲は、第2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

- （1）受入要請人数
- （2）受入要請期間

(実績報告)

第8条 乙は、被災者の緊急の受入れを行った場合は、その受入状況を甲に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から10年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 7月 18日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 山口 昇 士

乙 神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下359番地

富士屋ホテル株式会社

代表取締役社長 勝俣 伸

災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と箱根湯本ホテル株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の宿泊施設に対して協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、被災者の緊急の受入れを乙に対して要請することができるものとする。なお、被災者については、箱根町の地域外の被災者も含むこととする。

（受入れの受託）

第3条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、安全を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項、指示に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 緊急の受入れを依頼できる期間は、応急仮設住宅への入居又は自宅、その他居住施設が確保されるまでの間とし、あらかじめ受入可能期間を甲に報告するものとする。なお、甲が3箇月を超える期間を要請する場合は、乙は少なくとも3箇月は受け入れるものとする。

（受入人数）

第5条 受入可能な人数は、100人以上とし、あらかじめ受入可能人数を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、被災者に係る緊急受入れに伴う経費を受入施設に支払うものとする。

2 前項に規定する1人1日当たりの経費は、災害救助法施行細則による救助の程度等（平成24年5月11日告示第301号）第1条1号ア（ウ）（基本額）及び2号ア（ウ）に記載されている額とし、これ以外に災害規模に応じて国が提示する金額を参考とする。

（手続き等）

第7条 甲は、第2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

- （1）受入要請人数
- （2）受入要請期間

(実績報告)

第8条 乙は、被災者の緊急の受入れを行った場合は、その受入状況を甲に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から10年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 8月 6日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地
箱根町長 山口昇士

乙 神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋184
箱根湯本ホテル株式会社
代表取締役 山下浩太

箱根町地域活性化包括連携に関する協定書

箱根町（以下、「甲」という）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下、「乙」という）は、相互に密接な連携と協力をする事により、町民や観光客のサービス向上、地域の活性化を図ることを目的として推進する事業（以下、「本事業」という）について、次のとおり協定を締結する。

（前提）

- 第1条 甲は、乙が展開するコンビニエンスストアセブン-イレブン店（以下、「セブン-イレブン店」という。）は、乙の直営方式であるセブン-イレブン店（以下、「直営店」という。）と、フランチャイズ方式によるセブン-イレブン店（以下、「加盟店」という。）があり、加盟店は、乙と別途独立した経営主体である加盟店オーナーが経営していることを理解する。
- 2 甲は、箱根町内の直営店及び乙の推奨に応諾して次条に定める連携事項への参画に同意している加盟店（以下、これらのセブン-イレブン店を総称して、「対象店」という。）が、本事業に協力するものであることを確認する。

（連携事項）

- 第2条 甲と乙は、次の事項について連携し協力する。
- (1) 住民福祉やサービスの向上に関する事
 - (2) 防災対策に関する事
 - (3) 観光振興等に関する事
- 2 前項各号に定める連携事項を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。
- 3 具体的な連携事項の内容は、別表に定めるとおりとする。

（免責等）

- 第3条 乙および対象店は、前条に定める連携事項につき、自らの業務に支障のない範囲で協力するものとし、協力した結果等について、万が一問題等が発生してもその責任を一切負わないものとする。

（協定期間）

- 第4条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも終了の申し入れがないときは、さ

らに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(協定の解約)

第6条 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めない事項又はこの協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年7月21日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256
箱根町長 山口昇士

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役 古屋一樹

別表

第2条第3項に記載の連携事項は以下のとおりとする。

<p>1 住民福祉やサービスの向上に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政に関する広報（広報紙の配布等） ・議会に関する広報（議会だよりや開催等周知用） ・徘徊SOSネットワークの協力施設として、町内で発生した徘徊高齢者の保護、目撃情報の提供、通報等の実施 ・買い物困難者に対する商品配達（お弁当や生活必需品等）サービスの実施 ・子どもの見守り（保護・通報等の実施） ・子ども110番の家登録 ・青少年健全育成への協力（年齢確認の徹底や非行防止） ・乳児へのミルク用お湯の提供 ・町民の雇用の促進（高齢者の雇用促進）
<p>2 防災対策に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重篤な傷病者が発生した場合におけるAEDの第三者への貸出等 ・災害時における避難情報の提供や火災予防等に関する広報（掲示、パンフレットの配布等） ・帰宅困難者に対する水道や化粧室の提供 ・災害時における物資供給
<p>3 観光振興等に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種町立施設のパンフレット、チラシ等の配布（箱根ジオパーク関係を含む） ・軽易な観光及び道案内 ・地元産商品の取扱促進 ・観光客への化粧室の提供

箱根町地域活性化包括連携に関する協定書

箱根町（以下、「甲」という）と株式会社ファミリーマート（以下、「乙」という）は、相互に密接な連携と協力をするることにより、町民や観光客のサービス向上、地域の活性化を図ることを目的として推進する事業（以下、「本事業」という）について、次のとおり協定を締結する。

（前提）

- 第1条 甲は、乙が展開するコンビニエンスストアファミリーマート店（以下、「ファミリーマート店」という。）は、乙の直営方式であるファミリーマート店（以下、「直営店」という。）と、フランチャイズ方式によるファミリーマート店（以下、「加盟店」という。）があり、加盟店は、乙と別途独立した経営主体である加盟店オーナーが経営していることを理解する。
- 2 甲は、箱根町内の直営店及び乙の推奨に応諾して次条に定める連携事項への参画に同意している加盟店（以下、これらのファミリーマート店を総称して、「対象店」という。）が、本事業に協力するものであることを確認する。

（連携事項）

- 第2条 甲と乙は、次の事項について連携し協力する。
- (1) 住民福祉やサービスの向上に関すること
 - (2) 防災対策に関すること
 - (3) 観光振興等に関すること
- 2 前項各号に定める連携事項を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。
- 3 具体的な連携事項の内容は、別表に定めるとおりとする。

（免責等）

- 第3条 乙および対象店は、前条に定める連携事項につき、自らの業務に支障のない範囲で協力するものとし、協力した結果等について、万が一問題等が発生してもその責任を一切負わないものとする。

（協定期間）

- 第4条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも終了の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(協定の解約)

第6条 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めない事項又はこの協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年7月19日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256
箱根町長 山口昇士

乙 東京都豊島区東池袋3-1-1
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 澤田貴司

別表

第2条第3項に記載の連携事項は以下のとおりとする。

<p>1 住民福祉やサービスの向上に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政に関する広報（広報紙の配布等） ・ 議会に関する広報（議会だよりや開催等周知用） ・ 徘徊SOSネットワークの協力施設として、町内で発生した徘徊高齢者の保護、目撃情報の提供、通報等の実施 ・ 子どもの見守り（保護・通報等の実施） ・ 子ども110番の家登録 ・ 青少年健全育成への協力（年齢確認の徹底や非行防止） ・ 乳児へのミルク用お湯の提供 ・ 町民の雇用の促進（高齢者の雇用促進）
<p>2 防災対策に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における避難情報の提供や火災予防等に関する広報（掲示、パンフレットの配布等） ・ 帰宅困難者に対する水道や化粧室の提供
<p>3 観光振興等に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種町立施設のパンフレット、チラシ等の配布（箱根ジオパーク関係を含む） ・ 軽易な観光及び道案内 ・ 地元産商品の取扱促進 ・ 観光客への化粧室の提供

災害時の動物救護活動に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と小田原獣医師会（以下「乙」という。）は、箱根町内において大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の動物救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の動物救護活動について、乙が応援、協力すること（以下「応援活動」という。）に関し必要な事項を定める。

（対象動物）

第2条 応援活動の対象となる動物は、被災地域内で明らかに救護が必要と認められる犬、猫その他小動物とする。ただし、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物を除く。

2 前項に定めのない動物を応援活動の対象とする場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

（応援活動の要請）

第3条 甲は、災害時の動物救護活動を実施する上で必要があると認めた場合、乙に対して応援を要請することができる。

2 前項の規定による協力要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請することができる。この場合において、甲は、事後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（応援活動の内容）

第4条 乙は、次に掲げる応援活動を行う。

- （1） 第2条の規定により応援活動の対象である動物の収容、管理、治療及び死亡の確認
- （2） 被災による所有者不明動物に関する情報提供
- （3） 避難所における動物の健康相談並びにこれに対する指導及び助言
- （4） 避難所における動物に関する公衆衛生上の管理及び指導
- （5） その他、必要な動物救護活動

（応援活動の実施）

第5条 乙は、第3条の規定により甲の応援要請があり、応援活動場所の指定がない場合は、業務上の支障その他やむを得ない事由がない限り、直ちに自らの会員の保有する施設において応援活動に努める。

（費用弁償）

第6条 この協定に基づき乙が実施する応援活動に要する経費については、乙が当該動物の飼育者に負担を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該動物の飼育者が不明であったり、被災により前項に定める費用を支払うことが困難である場合、乙は、ボランティア、寄付物品等の活用に努める。その結果補いきれない経費が生じた場合は、甲乙協議のうえ費用分担について決定する。

（必要物資等の要請）

第7条 乙は、事業実施のために必要な物資等を甲に要請することができる。

(連絡調整)

第8条 応援活動に関する連絡調整の責任者は、甲にあつては環境整備部環境課長、乙においては小田原獣医師会長とする。

(応援活動の解除)

第9条 乙は、応援活動が極めて困難又は不可能と判断した場合は、甲に対して協力要請の解除を申し入れることができる。

2 甲は、前項の申し入れがあつた場合は、乙と協議のうえ、応援活動の要請を解除することができる。

3 甲は、災害が終息し応援活動を継続する必要性がないと判断した場合は、乙と協議して応援活動の要請を解除する。

(応援活動の報告)

第10条 乙は、第5条の規定により応援活動を実施した場合、その旨を甲に報告する。また、活動停止後はその活動実績を甲へ報告する。

(補償)

第11条 本協定に基づき動物救護活動等に従事した者が、当該業務により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつた場合の補償は、箱根町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年箱根町条例第1号）の規定に準じて、その都度協議して行うものとする。

(有効期間)

第12条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各1通は保有する。

平成31年3月20日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地
箱根町長 山口昇士

乙 神奈川県足柄下郡湯河原町土肥2丁目21番地14
小田原獣医師会
会長 飛田邦之

『協定 - 54』

熱海市及び箱根町間における一般廃棄物処理に関する緊急時相互援助協定書

(目的)

第1条 この協定は、熱海市（以下「甲」という。）又は箱根町（以下「乙」という。）が所有する施設において、災害、事故等により自助努力の限界を超えて一般廃棄物の適正な処理に支障が生じた場合又は生じることが予想される場合に、甲又は乙が所有する施設を活用して、一般廃棄物の適正処理を確保し、もって環境衛生事業の円滑な遂行と環境の保全に寄与することを目的とする。

(協定事業)

第2条 この協定の対象となる事業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物を処理する事業をいう。

(適用範囲)

第3条 前条の事業に係る施設の全部又は一部が災害、事故その他やむを得ない理由により適正な事業の遂行ができない場合又はできないと予測される場合で、一般廃棄物の適正処理に重大な支障が生ずると甲又は乙が判断した場合に、この協定を適用する。

(要請)

第4条 甲又は乙は、援助の要請をしようとするときは、次に掲げる事項を電話等で連絡した後、文書を送付して行うものとする。

- (1) 援助を要する理由及び期間
- (2) 必要とする業務内容及び処理要請量
- (3) その他必要な事項

(受託)

第5条 甲又は乙は、援助の要請を受けたときは、業務に支障のない限りこれを受託するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(実施)

第6条 甲又は乙は、必要な事項について協議した上で援助を実施するものとする。

2 援助の期間は、原則として要請した甲又は乙が一般廃棄物を適正に処理することができるまでの間とする。ただし、期間の決定に当たっては、受託した甲又は乙と十分協議するものとする。

3 要請した甲又は乙は、受託した甲又は乙が援助を開始した後も、遅滞なく自ら一般廃棄物の適正な処理のための体制が確保できるよう、その体制の回復に努めなければならない。

(経費負担)

第7条 援助の実施に要した経費は、要請した甲又は乙が負担するものとし、経費の額については、甲又は乙が要請した都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上、協定締結の証としてこの協議書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年8月5日

甲 静岡県熱海市中央町1番1号
熱海市長 齊藤 栄

乙 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地
箱根町長 山口 昇士

災害に係る情報発信等に関する協定

箱根町（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が住民等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時におけるアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 甲が、町内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 甲が、町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 甲が、災害発生時における町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 甲が、町内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) 甲が、町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス

以外のサービス上での掲載等を含む)により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年8月8日

甲：神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地
箱根町長 山 口 昇 士

乙：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎

防災力の向上に関する協定書

箱根町(以下「甲」と言う。)とコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社(以下「乙」という。)とは、箱根町内の災害に備える救援物資等の提供など、防災力の向上に関して、次のとおり協定(以下、「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、箱根町内で災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に想定する災害をいう。)が発生し、又は発生のおそれがあるとき若しくは平時(以下、「災害時等」という。)に、甲と乙が相互に協力して防災力の向上及び被災者の健康の回復、維持及び増進のため、救援物資の提供等について必要な事項を定めるものとする。

(災害対応型自動販売機の設置)

第2条 甲は、別表第1に掲げる公共施設等に乙をして災害対応型自動販売機(以下、「自動販売機」という。)を設置させるものとし、その手続きは箱根町財産規則(平成3年12月26日規則第12号)及び箱根町をきれいにする条例施行規則(平成13年6月25日規則第10号)によるものとする。

2 前項の自動販売機の設置に伴う行政財産の使用料は、箱根町行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例(昭和44年9月16日条例第26条)第5条の規定により減免するものとする。

(販売価格)

第3条 乙が自動販売機により販売する商品の販売価格は、別表第2のとおりとする。

(協力要請および実施)

第4条 乙は、甲に対して次に掲げる支援等を行うものとする。

(1) 災害時等において、第2条の規定により設置された自動販売機内の在庫飲料製品を甲の町民等に無償で提供する。

(2) 備蓄用救援物資として、飲料水(ペットボトル2リットル入り)を別表第3に掲げる甲が指定する公共施設等にそれぞれ同表に掲げる数量を無償提供し、無償で搬送のうえ備蓄するものとし、賞味期限を考慮しながら、1年から2年ごとに補充する。

但し、初回のみ災害用救援物資としてカセットボンベ式発電機を6台協賛し、飲料水の無償提供は2年目以降よりとする。

(3) 甲が実施する総合防災訓練及び不特定多数が参加する甲主催の事業に際して協力可能な範囲に於いて協力する。

(4) 自動販売機に内蔵された電光掲示板から乙が加入する時事通信及び甲が指定する災害情報などを無償で発信する。

(5) 自動販売機の表装デザインは、甲が指定するものを無償で採用し、甲が行っている景観事業に協力する。

(6) 自動販売機の設置、管理の費用及び責任並びに自動販売機に要する電力使用料を負担する。

(期間)

第5条 この協定の期間は、令和元年8月22日から開始し、甲又は乙からの申し出による何らかの意思表示がない限り年度ごとに自動更新する。

2 甲又は乙がこの協定の変更又は解除等を申し出るときは、当該変更又は解除を行おうとする前年度の9月末日までに相手方に申し出なければならない。

3 甲又は乙の代表者に変更が生じたときは、当該変更の翌年度において本協定の一部変更を行うものとする。

(備蓄用救援物資の用途)

第6条 第4条第2号に規定する乙から提供された備蓄用救援物資は、賞味期限を考慮しながら甲の町域における防災力向上を目的として甲が適宜使用することができるものとする。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙は互いに誠意をもって協議し、必要な決定を行うものとする。

以上、本協定締結を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和元年 8 月 22 日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地

箱根町長 山 口 昇 士

乙 埼玉県桶川市可能 80 番地

コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社
関東営業本部長 井 上 豊

別表第2

自動販売機の種類	販売価格
缶・ペットボトル	100円～200円

- (注)1. 上記金額は商品1つ当たりの金額
 2. 販売価格は消費税及び地方消費税込金額

別表第3

No.	名称	位置	数量
			(2ヶ所×6本)×600箱

備考：備蓄数量については、災害対応型自動販売機の設置に応じ、甲乙間協議のうえ調整する。

『協定 - 57』

応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と大和紙器株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急物資及び生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、箱根町内における地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生に際し、物資の確保を図るため、甲が乙に協力を求めるに当たり必要な事項を定めるものとする。

（甲の要請）

第2条 甲は、災害時において物資の確保を図る必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにした応援要請書（別記様式）をもって乙の保有する物資の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後、応援要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を必要とする物資の種類及び数量
- (3) その他必要な事項

（要請に対する協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定により要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由がない限り、他の業務に優先して、要請事項について速やかに適切な措置を採るものとする。

（物資）

第4条 物資は、次のとおりとする。

段ボールベッド、段ボールシート等

（物資の引取り）

第5条 物資は、甲の指定する場所へ乙が配達するものとし、甲の指定する者が当該物資を確認の上、これを引き取るものとする。

（物資の費用）

第6条 乙が納品する物資の対価及び運搬等の費用については、相当額を甲が負担するものとする。

2 前項の物資の対価及び運搬等の費用については、災害発生時直前における適正な価格とし、費用の請求及び支払い時期、方法は甲と乙が協議の上決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

(協議事項)

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙誠意ある協議を行うものとする。

(協定期間と更新)

第9条 この協定は、令和2年7月17日から適用し、令和3年3月31日までとする。ただし、甲又は乙が期間満了1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示をしない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名して各自その1通を所持する。

令和2年7月17日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256
箱根町

町長 山口 昇士

乙 大阪府茨木市西河原北町1番5号
大和紙器株式会社

代表取締役社長 窪田 英志

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）東日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、箱根町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く町民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 乙又は丙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙又は丙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書(様式2号)を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第 10 条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第 11 条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、箱根町内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第 14 条第 3 項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第 12 条 甲は、第 4 条に定める引渡しから第 6 条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 13 条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式 3)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第 14 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。
- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第 15 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く町民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。
- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第 16 条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅

滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 8 月 31 日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256
箱根町
町長 山口 昇 士

乙 東京都目黒区鷹番 1-4-7
東日本三菱自動車販売株式会社
取締役社長 長田 昭夫

丙 東京都港町芝浦 3-1-2 1
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役 CEO 加藤 隆雄

『協定 - 59』

災害時における支援業務に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と、ゲヒルン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、箱根町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）の発生時に、甲及び乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、乙の管理する給電・衛星通信機能を備えた災害対策車両（以下、「災害対策車両」という。）等による支援について必要な事項を定めるとともに、平時においても、電動車両の災害の発生時における有用性を広く知らしめ、甲及び乙が共に理解醸成に努めるものとする。

（災害発生時の支援）

第2条 乙は、災害対策車両の派遣による給電・通信機能の提供等の支援を行うものとする。

2 甲は、災害の発生時における応急対策のため、前項に定める乙の支援を必要とする場合は、乙に対し電話等により当該支援に係る要請を行うものとする。

3 前項の要請を受けた乙は、甲と協議の上、乙が実施する支援の詳細（業務の内容、日時及び場所等）について決定するものとする。

（平時の支援）

第3条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練に参加するものとする。

2 乙は、前項の防災訓練に加え、防災リテラシーを高める目的で開催される防災イベントへの支援協力を行うものとする。

（費用負担）

第4条 乙が本件業務の遂行に際して支出する費用は、原則として乙の負担とする。ただし、甲乙間で事前に協議の上、甲の負担とする費用についてはこの限りではない。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面又は電子メールにより相手方に通知するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

（不可抗力免責）

第6条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第 7 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 8 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 8 月 31 日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地
箱根町
町長

乙 東京都千代田区九段北 1 丁目 3 番 6 号
ゲヒルン株式会社
代表取締役

『協定 - 60』

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

箱根町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社（以下「乙」という。）は、自然災害の発生に伴う停電が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び地域防災計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、平時から災害発生時の連携を図るため、双方の連絡体制を構築する。

- 2 乙は、甲との協議の上、甲が設置する災害対策本部に職員を派遣できるものとする。

（情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害発生時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設のリストを作成し、随時提供
- (2) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (3) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- (4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（協力体制）

第4条 甲及び乙は、災害発生時における電力の早期回復を図るため、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項について、相互に要請する。

- (1) 停電復旧に係る応急措置（電源車の配備を含む）の実施、電力復旧の支障となる障害物等の除去
- (2) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (3) 住民への停電情報等の周知のため、甲の防災情報に係る広報手段の利用

- 2 甲及び乙は、前項の要請があったときには、相互に協力するものとする。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た情報をみだりに開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3年 12月 16日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地 箱根町長 勝俣 浩行

乙 神奈川県小田原市本町1丁目9番25号
東京電力パワーグリッド株式会社 小田原支社長 岩村 佳紀

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したとき又は災害対策本部運営訓練（以下、「防災訓練」という。）実施時の、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、町民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、箱根町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、箱根町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したとき又は防災訓練実施時は、災害応急対策、災害復旧・復興及び防災訓練にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中又は防災訓練実施時の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中又は防災訓練実施時、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和4年 11月 25日

甲) 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256
箱根町長
勝俣 浩行

乙) 愛知県名古屋市中区熱田区沢上 2-1-32
株式会社ゼンリン
事業統括本部 総合販売本部 中部支社
支社長 飯田 章

上記代理人
静岡県駿東郡清水町伏見 614-11
株式会社ゼンリン東海
代表取締役 石原 拓也

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

(定 義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上